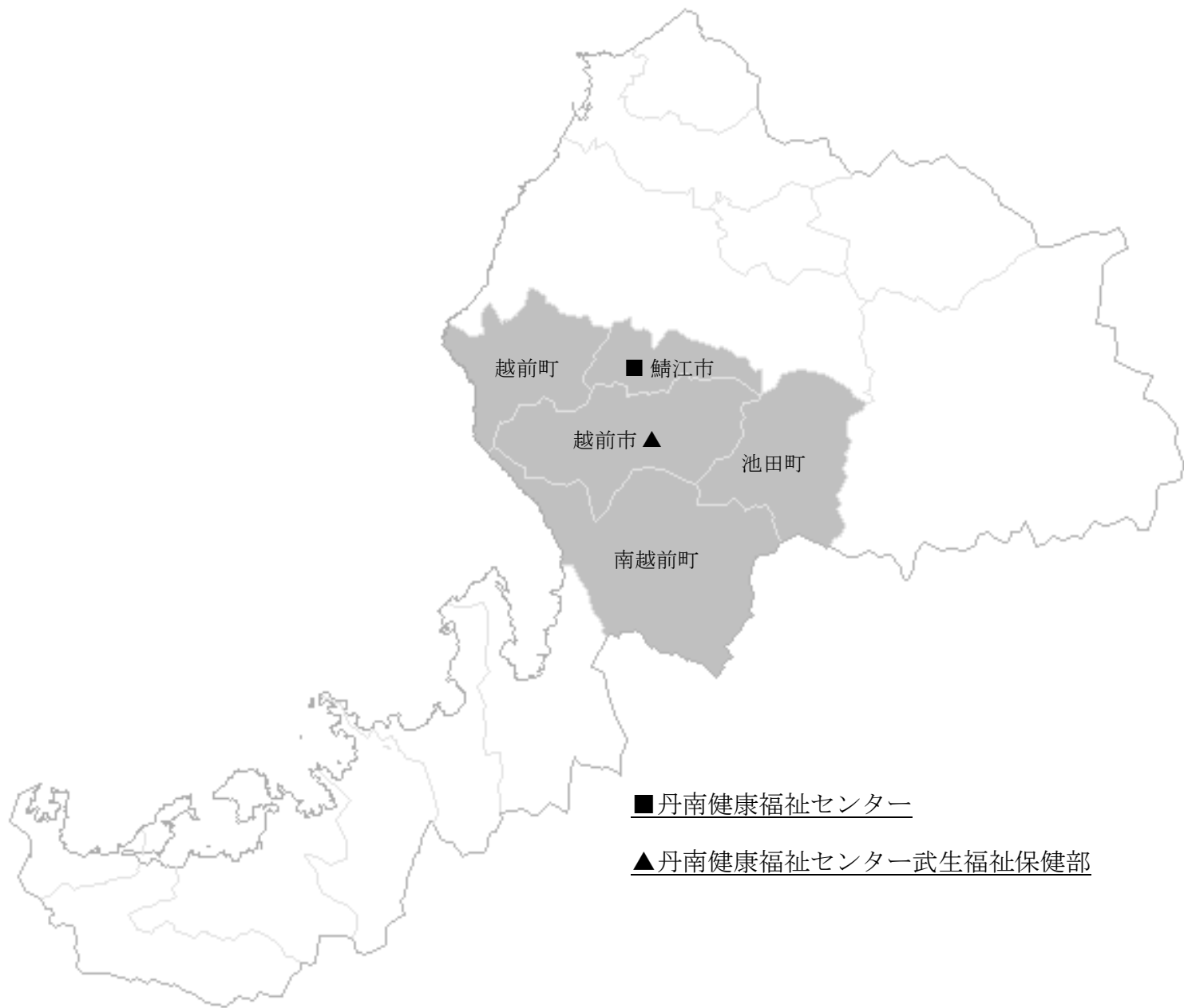


丹南の健康福祉

(平成25年度実績)



福井県丹南健康福祉センター

目 次

I 丹南健康福祉センターの概要

1	管内の状況	1
2	沿革	3
3	組織機構	5
4	健康・福祉相談日程	7
5	衛生統計	8

II 事業の概要

1	医務	11
2	薬務	13
3	児童福祉	16
4	母子・父子・寡婦福祉	21
5	女性福祉	22
6	生活保護	24
7	福祉のまちづくり	26
8	障害者福祉	27
9	介護保険	34
10	栄養・健康づくりの推進	36
11	がん予防対策	40
12	たばこ対策	41
13	歯科保健	41
14	地域・職域連携推進協議会	42
15	母子保健	44
16	難病対策	49
17	精神保健福祉	52
18	感染症対策	58
19	結核予防・対策	64
20	石綿（アスベスト）対策	68
21	食品衛生	69
22	生活衛生	73
23	大気、水環境等保全対策	76
24	廃棄物対策	82

25	動物愛護管理行政	85
26	地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業	87
27	医師臨床研修・学生指導	88
28	健康危機管理体制の整備	89
29	在宅医療	90

*統計表中の数値は、四捨五入している場合があります、割合を合計したときに100%にならない場合があります。

I 丹南健康福祉センターの概要

1 管内の状況

平成 12 年 4 月 1 日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成 17 年 1 月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年 2 月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年 10 月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成 18 年 2 月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

(1) 管内の概況

ア 所管市町 2 市（鯖江市・越前市）、3 町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ 面積・人口 管内人口は 187,950 人で福井県全体の 794,492 人に対して約 23.7%を占めています。
管内人口の約 80%が鯖江・越前の両市に集中し、池田町、南越前町、越前町などの山間、海岸部で人口が減少しています。
管内面積は、1,007.03km²で県全体の 4,189.89 km²に対して約 24%を占めています。

ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。

エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物等の伝統的産業が盛んです。

オ 管内の市町別人口、面積等

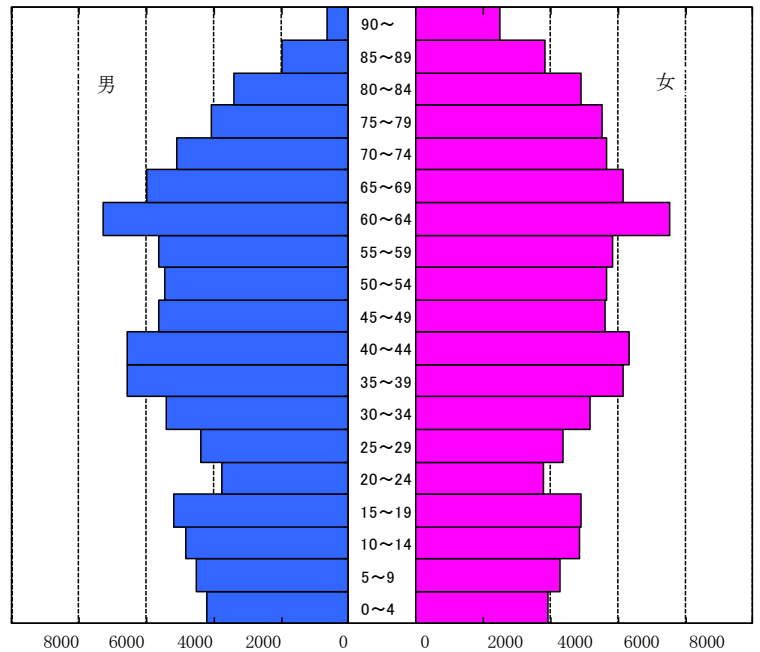
市町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
鯖江市	84.75	21,515	67,802	32,759	35,043	800.0
越前市	230.75	27,499	84,024	40,921	43,103	364.1
池田町	194.72	977	2,807	1,329	1,478	14.4
南越前町	343.84	3,420	11,024	5,276	5,748	32.1
越前町	152.97	6,703	22,293	10,651	11,642	145.7
管内計	1,007.03	60,114	187,950	90,936	97,014	186.6
福井県	4,189.89	277,510	794,492	384,329	410,163	189.6

※面積：平成 25 年 10 月 1 日現在（国土交通省国土地理院）

世帯数、人口：福井県の推計人口 平成 25 年 10 月 1 日現在（県政策統計・情報課）

カ 5歳階級別・男女別ピラミッド

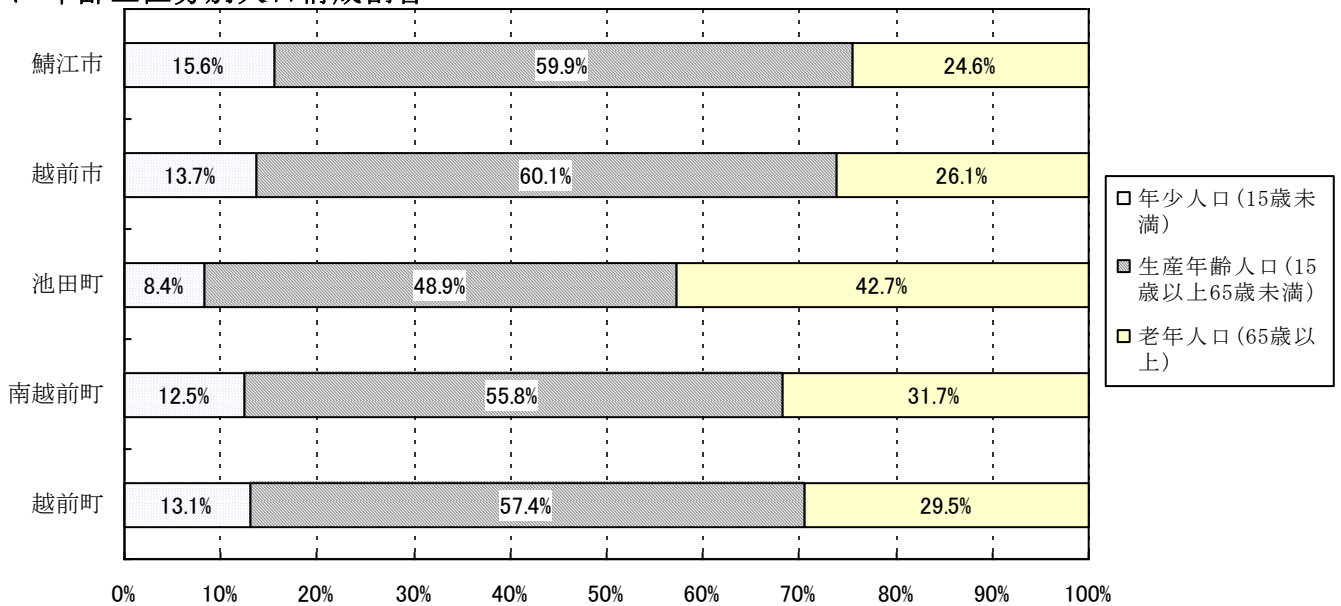
年齢	総数	男	女
0～4	8,103	4,187	3,916
5～9	8,828	4,536	4,292
10～14	9,668	4,821	4,847
15～19	10,087	5,191	4,896
20～24	7,537	3,760	3,777
25～29	8,747	4,386	4,361
30～34	10,573	5,408	5,165
35～39	12,729	6,590	6,139
40～44	12,914	6,572	6,342
45～49	11,220	5,625	5,595
50～54	11,080	5,438	5,642
55～59	11,454	5,632	5,822
60～64	14,847	7,299	7,548
65～69	12,143	5,995	6,148
70～74	10,762	5,120	5,642
75～79	9,590	4,080	5,510
80～84	8,308	3,410	4,898
85～89	5,805	1,970	3,835
90～	3,152	661	2,491
計	187,950	90,936	97,014



注)年齢不詳男女計 403 人、男 255 人、女 148 人を計に含む。

※福井県の推計人口 平成 25 年 10 月 1 日現在 (県政策統計・情報課)

キ 年齢三区分別人口構成割合



※ (福井県の推計人口 H25. 10. 1 現在) 県政策統計・情報課より

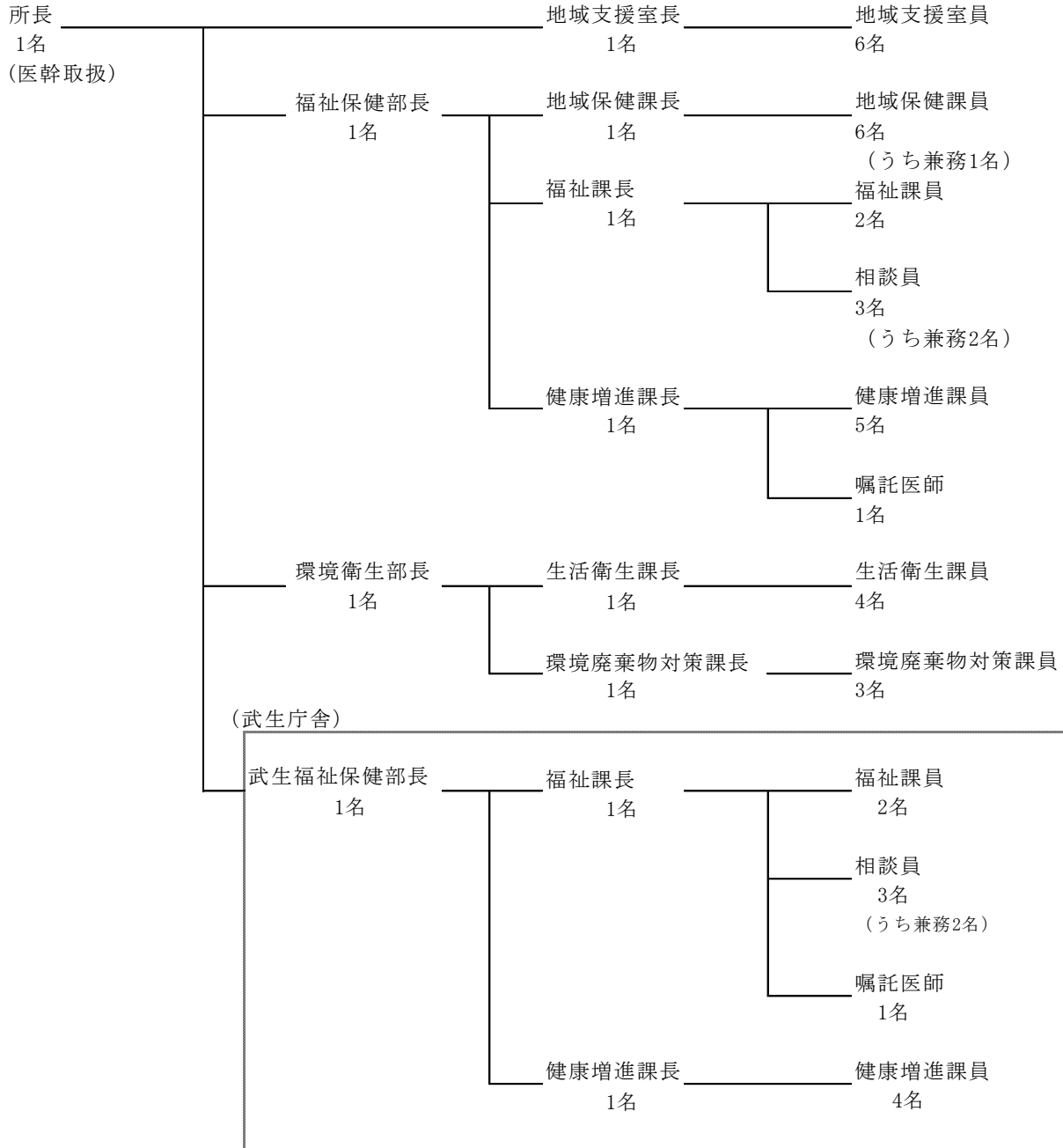
2 沿 革

丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 13 年 7 月	昭和 12 年 4 月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第 11 号 18 番地） 丹生、足羽、今立 3 郡のうち 33 村を管轄	
昭和 17 年 11 月		武生保健所新設（武生町栄）、南条郡 1 町 13 村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下 8 名で発足
昭和 18 年 4 月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に 1 名ずつ配置されたが、昭和 30 年に廃止
昭和 19 年 5 月	東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察	
昭和 19 年 10 月	鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか栗田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の 2 町 16 村を管轄	今庄保健所設置 南条郡 6 村を管轄
昭和 20 年 11 月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和 27 年に性病診療所と改称されたが、34 年に廃止
昭和 22 年 4 月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和 23 年 9 月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和 23 年 11 月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は 3 町 11 村となる	
昭和 24 年 4 月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和 24 年 10 月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1 市 16 村を管轄
昭和 25 年 5 月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和 25 年 8 月	東鯖江町（現在の日の出町）に新庁舎落成	
昭和 26 年 1 月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和 26 年 3 月	結核予防法の公布に伴い結核診査協議会を設置	
昭和 26 年 10 月		結核診査協議会を設置
昭和 28 年 1 月		福井県赤十字武生支部結成。昭和 49 年解散
昭和 28 年 10 月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和 29 年 1 月		優生保護相談所併設
昭和 29 年 8 月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和 30 年 6 月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和 31 年 2 月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は 1 市 5 町 5 村となる	
昭和 34 年 3 月		衛生課を新設。3 課制となる
昭和 34 年 8 月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管	
昭和 35 年 7 月	衛生課を新設。3 課制となる	
昭和 35 年 7 月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和 38 年 3 月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和 40 年 4 月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和 41 年 11 月	本所（館）事務室増設	
昭和 42 年 1 月		武生市結核予防婦人会結成
昭和 42 年 2 月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和 43 年 11 月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかな会）発足
昭和 44 年 4 月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなる会）発足	
昭和 44 年 7 月		武生市文京（現在地）に新庁舎落成
昭和 45 年 4 月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和 47 年 10 月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和 47 年 11 月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和 48 年 11 月		捕獲車用車庫新築
昭和 50 年		断酒会発足

昭和 51年 11月		精神障害者家族会（芦山会）発足
昭和 55年 11月	断酒会発足	
昭和 56年 11月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会） 発足	
昭和 57年 4月	障害者親子教室（お陽さま会）発足	社会復帰指導事業デイケア開設
	5月	社会復帰指導事業デイケア開設
昭和 58年 3月		武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和 60年 1月		精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所 開所
	4月	精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業 所開所
昭和 61年 4月	結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称	結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称
昭和 63年 4月		武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保 健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更
平成 元年 7月		福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会 を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部 会を設置したが、平成 8年に廃止
平成 3年 3月	「地域保健医療計画支援システム」導入	
平成 5年 4月	エイズ検査相談窓口開設	エイズ検査相談窓口開設
	10月	
	11月	「脳卒中情報システム」導入
平成 6年 11月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協 議会」発足	「脳卒中情報システム」導入
平成 7年 6月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	
平成 8年 11月		武生地域心の健康対策懇話会設置
平成 9年 4月	地域保健法施行に伴い、 丹南保健所 となる [鯖江保健部] [武生保健部]	
南越福祉事務所		丹生福祉事務所
昭和 26年 10月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。 今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、 生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった	
昭和 31年 2月	町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新た に南越事務所（武生市蓬萊町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。 福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった [南越事務所 福祉課] [南越事務所丹生出張所 総務福祉係]	
昭和 37年 4月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31年に 民生課を福祉課に改称）を廃止し、 南越福祉事 務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。 （所長は県事務所長が兼任）	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。 同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31年 に民生課を福祉課に改称）を廃止し、 丹生福祉事 務所 として独立し、民生課、保護課を置いた。（所 長は県事務所長が兼任）
昭和 40年 4月	県事務所の廃止により、専任所長が配置された	県事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成 9年 4月	課名を民生課から地域福祉課に改称	課名を民生課から地域福祉課に改称
丹南健康福祉センター		
平成 12年 4月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 丹南健康福祉センター となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、 丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称	
	7月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する
平成 17年 1月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足	
	2月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足
	10月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足
平成 18年 2月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの 所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の 5市町となる	
平成 20年 4月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された	
平成 22年 4月	県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された	

3 組織機構
(1) 組織

平成26.4.1現在



注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。
家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの庶務関係に関すること ・ センター内管理に関すること ・ センター内他の課、グループに属さないこと ・ 医務関係法令の施行に関すること ・ 被爆者の医療に関すること ・ 薬事法、毒物および劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること ・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること 	
福祉保健部・武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉・保健・医療および環境の総合的企画調整に関すること ・ 健康危機管理に関すること ・ 医療政策（地域医療・在宅医療の推進）に関すること ・ 結核・エイズ等感染症に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること ・ 地域における福祉、保健および医療の統計、人口動態統計に関すること ・ 石綿による健康相談および健康被害救済事務に関すること
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 戦没者遺族援護に関すること ・ 福祉のまちづくり条例に関すること ・ 生活保護法の実施に関すること ・ 老人福祉に関すること ・ 身体障害者、知的障害者の福祉に関すること ・ 児童福祉、母子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・ 市町事業に対する指導監査に関すること ・ 福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病対策に関すること ・ 精神保健福祉に関すること ・ 生活習慣病対策に関すること ・ がん予防推進に関すること ・ 健康づくりに関すること ・ 栄養士法に関すること ・ 母子保健および母体保護に関すること ・ 歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法および福井県食品衛生条例に関すること ・ 狂犬病予防法に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関すること ・ 調理師法および製菓衛生師法に関すること ・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・ 興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・ 理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・ 廃棄物処理計画の推進に関すること ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関すること ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 公害防止条例に関すること ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置表 (課別職種別)

平成26.4.1現在

職種別	所長	医幹	地域 支援室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	地域 保健課	福祉課	健康 増進課	部長	生活 衛生課	環境廃棄 物対策課	部長	福祉課	健康 増進課	
事務職員	—	—	6	—	2	2	1	—	1	—	1	3	1	17
技術職員	1	(1)	1	1	5	1	5	1	4	4	—	—	4	27
医師	1	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	3
薬剤師	—	—	1	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	5
診療放射 線技師	—	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (1)
栄養士	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
保健師	—	—	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	3	12
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
職業訓練 指導	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非常勤医師	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非常勤 相談員	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3 (2)	—	4
合計	1	(1)	7	1	7	6	7	1	5	4	1	7 (2)	5	50

注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。

家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

4 健康・福祉相談日

平成 26. 4. 1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母 体 保 護 相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
身体・知的障害者(児) 相 談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8:30～17:15
ひとり親家庭相 談			
女 性 相 談			
家 庭 児 童 相 談	鯖江庁舎	毎月 第1・3木曜日	13:30～16:30 要予約
エイズ・肝炎相 談	鯖江庁舎	毎月 第4月曜日	17:00～19:00
		第2火曜日	13:00～14:00
	武生庁舎	毎月 第4火曜日	
栄養成分表示相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
骨 髄 バ ン ク 相 談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)
ほのぼの親子教室	鯖江・武生庁舎 (会場・変更あり)	毎月 第1・3木曜日	9:45～11:15 または 14:00～15:30(要事前問合せ)

5 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成24年

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人口		125,957,000	789,198	185,284	67,098	81,690	2,892	11,164	22,440
出生	実数	1,037,231	6,712	1,567	659	661	11	67	169
	人口千対率	8.2	8.5	8.5	9.8	8.1	3.8	6.0	7.5
死亡	実数	1,256,359	8,795	2,084	591	969	59	172	293
	人口千対率	10.0	11.1	11.2	8.8	11.9	20.4	15.4	13.1
自然増加	実数	△ 219,128	△ 2,083	△ 517	68	△ 308	△ 48	△ 105	△ 124
	人口千対率	△ 1.7	△ 2.6	△ 2.8	1.0	△ 3.8	△ 16.6	△ 9.4	△ 5.5
乳児死亡	実数	2,299	14	4	2	2	-	-	-
	出生千対率	2.2	2.1	2.6	3.0	3.0	-	-	-
新生児死亡	実数	1,065	9	3	1	2	-	-	-
	出生千対率	1.0	1.3	1.9	1.5	3.0	-	-	-
死産	実数	24,800	169	39	16	20	-	-	3
	出産千対率	23.4	24.6	24.3	23.7	29.4	-	-	17.4
周産期死亡	実数	4,133	31	11	5	6	-	-	-
	率	4.0	4.6	7.0	7.5	9.0	-	-	-
婚姻	実数	668,869	3,634	768	270	356	12	54	76
	人口千対率	5.3	4.6	4.1	4.0	4.4	4.1	4.8	3.4
離婚	実数	235,406	1,240	298	134	123	5	16	20
	人口千対率	1.87	1.57	1.61	2.00	1.51	1.73	1.43	0.89

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡（生後1年未満の死亡）、新生児死亡（生後4週未満の死亡）、早期新生児死亡（生後1週未満の死亡）

3 死産率は出産（出生＋死産）千対

4 周産期死亡率は周産期死亡（妊娠満22週以後の死産＋早期新生児死亡）÷（出生＋妊娠満22週以後の死産）

5 率算出に用いた人口は平成24年推計人口（平成24年10月1日現在）

表2 母子保健統計

平成24年

市町別		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出生	数	1,037,231	6,712	1,567	659	661	11	67	169	
	率	8.2	8.5	8.5	9.8	8.1	4	6	8	
	再掲 2,500g未滿	99,311	592	144	59	65	-	8	12	
乳児死亡	数	2,299	14	4	2	2	-	-	-	
	率	2.2	2.1	2.6	3.0	3.0	-	-	-	
新生児死亡	数	1,065	9	3	1	2	-	-	-	
	率	1.0	1.3	1.9	1.5	3.0	-	-	-	
死産	数	24,800	169	39	16	20	-	-	3	
	率	23.4	24.6	24.3	23.7	29.4	-	-	17	
	再掲	自然	11,448	81	21	10	9	-	-	2
		人工	13,352	88	18	6	11	-	-	1
周産期死亡	数	4,133	31	11	5	6	-	-	-	
	率	4.0	4.6	7.0	7.5	9.0	-	-	-	
	再掲	滿22週以後の死産	3,343	24	8	4	4	-	-	-
		早期新生児死亡数	790	7	3	1	2	-	-	-

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未滿の死亡)、新生児死亡(生後4週未滿の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未滿の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠滿22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠滿22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口は平成24年推計人口(平成24年10月1日現在)

表3 主要死因別分類

平成24年

中分類名		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,256,359	8,795	2,084	591	969	59	172	293
	率	997.5	1114.4	1124.8	880.8	1186.2	2040.1	1540.7	1305.7
2100 悪性新生物	数	360,963	2,373	570	180	262	8	51	69
	率	286.6	300.7	307.6	268.3	320.7	276.6	456.8	307.5
9200 心疾患	数	198,836	1,416	329	86	162	11	26	44
	率	157.9	179.4	177.6	128.2	198.3	380.4	232.9	196.1
9300 脳血管疾患	数	121,602	866	198	53	87	5	17	36
	率	96.5	109.7	106.9	79.0	106.5	172.9	152.3	160.4
10200 肺炎	数	123,925	971	259	67	138	10	19	25
	率	98.4	123.0	139.8	99.9	168.9	345.8	170.2	111.4
20100 不慮の事故	数	41,031	384	89	21	42	5	7	14
	率	32.6	48.7	48.0	31.3	51.4	172.9	62.7	62.4
20200 自殺	数	26,433	159	31	15	12	-	-	4
	率	21.0	20.1	16.7	22.4	14.7	-	-	17.8
18100 老衰	数	60,719	409	100	24	46	4	7	19
	率	48.2	51.8	54.0	35.8	56.3	138.3	62.7	84.7
14200 腎不全	数	25,107	196	55	21	24	2	2	6
	率	19.9	24.8	29.7	31.3	29.4	69.2	17.9	26.7
11300 肝疾患	数	15,980	100	22	6	10	3	-	3
	率	12.7	12.7	11.9	8.9	12.2	103.7	-	13.4
4100 糖尿病	数	14,486	108	24	7	10	1	2	4
	率	11.5	13.7	13.0	10.4	12.2	34.6	17.9	17.8

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口は平成24年推計人口(平成24年10月1日現在)

II 事業の概要

1 医務

(1) 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で18施設あり、地区別には鯖江市に9施設、越前市に7施設、越前町に2施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ1施設あります。

一般診療所は、合計115施設です。地区別には鯖江市に39施設、越前市に53施設、池田町に5施設、南越前町に7施設、越前町に11施設あります。(表1)

表1 医療施設数

平成26.3.31現在

種別	病 院							一 般 診 療 所							歯科診 療所
	施設数 総数	病 床 数						施設数 総数	施 設 数			病 床 数			
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神		一般	療養	無床	病床数	一般	療養	
平成24年度	18	2,013	925	694	12	4	378	116	22	(4)	94	332	285	47	61
平成25年度	18	2,013	925	694	12	4	378	115	19	(4)	96	314	267	47	60
鯖江市	9	1,079	405	472	0	4	198	39	5	0	34	82	82	0	22
越前市	7	844	465	199	0	0	180	53	9	(4)	44	157	110	47	29
池田町	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	11	3	0	8	51	51	0	6

注) () 書きは一般施設と重複

(2) 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表2のとおりです。

表2 医療従事者数および率(管内)

各年12月31日現在

年	医 師		歯科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6
平成22年	249	130.5	80	41.9	178	93.3	81	42.6	19	10.0	900	471.7	909	476.4
平成24年	238	125.9	82	43.4	199	105.2	86	45.5	19	10.0	950	502.4	895	473.3

注) 率は人口10万対

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

(3) 病院・診療所立入検査の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第25条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院・診療所を対象に定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

(4) 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に5施設、越前市に3施設、越前町に1施設、診療所では越前市に2施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和50年11月から鯖江市医師会、昭和53年4月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

救急病院

平成 26. 3. 31 現在

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	0778-51-2260
広瀬病院	旭町1丁目2番8号	0778-51-3030
斎藤病院	中野町6-1-1	0778-51-0593
木村病院	旭町4丁目4番9号	0778-51-0478
高野病院	本町2丁目3番10号	0778-51-0845
(医)林病院	越前市府中1丁目5番7号	0778-22-0336
(医)相木病院	中央2丁目9番40号	0778-22-1607
中村病院	天王町4番28号	0778-22-0618
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第106号44番地1	0778-36-1000

救急診療所

診 療 所 名	所 在 地	電 話 番 号
土川整形外科医院	越前市常久町8番1号	0778-22-5280
東武内科外科クリニック	横市町6番地3	0778-21-1155

(5) メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成15年9月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

(6) へき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成13年2月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成13年4月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

(7) 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成 25 年 12 月 31 日現在で 13 名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年 2 回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受けた 1 名に医療特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者 11 名に健康管理手当が支給されています。

(8) 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

2 薬務

(1) 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に 142 施設あります。(表 1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で 919 施設あり、薬事法改正に伴う店舗販売業の許可が増加しました。(表 2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

(2) 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成 11 年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない地区が多いことなどから分業率は低い状況にありますが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

平成 25. 12. 31 現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農 業 用	特 定	計	電 気 め つ き 業	金 属 熱 処 理 業	運 送 業	し ろ あ り 防 除 業	計	大 臣 登 録	知 事 登 録	大 臣 登 録	知 事 登 録		
平成 23 年	148	73	49	3	125	11		2		13		8				2
平成 24 年	141	72	43	3	118	11		2		13		8				2
平成 25 年	142	71	43	3	117	11		2		13	1	9				2
鯖江市	64	30	14	3	47	11				11		5				1
越前市	60	35	17		52			2		2	1	4				1
池田町	4		4		4											
南越前町	4	1	3		4											
越前町	10	5	5		10											

表2 薬事法関係施設数

平成 25. 12. 31 現在

	合計	薬 局			医 薬 品 販 売 業							医 療 機 器 販 売 業			製 造 業					製 造 販 売 業						
		自 管 理	他 管 理	計	店 舗	一 般	卸 売	薬 種 商 置	配 置	特 例	計	販 売	賃 貸	計	薬 局 医 薬 品	医 薬 品 大 臣 事	知 事	医 薬 部 外 品	化 粧 品	医 療 機 器	医 療 機 器 修 理	薬 局 医 薬 品	医 薬 品	医 薬 部 外 品	薬 局 医 薬 品	
平成 23 年	897	9	47	56	31	1	2	14	8	2	58	654	8	662	5	1		1	1	61	1	5	1	44		
平成 24 年	904	8	53	61	44		3		8		55	652	8	660	5	1	2	1		64	1	5	1	47	44	
平成 25 年	919	8	58	66	46		3		8		57	652	8	660	5	1	2	1		63	1	5	1	47	47	
鯖江市	412	3	18	21	13		2		1		16	264	5	269	1		1	1	1	58	1	1	1	41	47	
越前市	408	5	31	36	24		1		5		30	318	4	322	4	1	1			4		4		5	41	
池田町	10											10		10												5
南越前町	29		2	2	2						2	25		25												
越前町	60		7	7	7				2		9	42		42						1				1		

(3) 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、不正大麻・けし撲滅運動期間（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

(4) 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

年度 市町	平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	予定数	実績				予定数	実績				予定数	実績			
		200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計
鯖江市	2,013	188	1,888	0	2,076	1,909	144	1,839	0	1,983	1,952	186	1,918	0	2,104
越前市	2,623	212	2,752	0	2,964	2,880	180	2,610	0	2,790	3,020	224	2,443	0	2,667
池田町	61	7	46	0	53	63	1	44	0	45	61	5	45	0	50
南越前町	122	11	135	0	146	125	9	117	0	126	122	10	106	0	116
越前町	305	37	252	0	289	313	30	288	0	318	275	33	228	0	261
計	5,124	455	5,073	0	5,528	5,290	364	4,898	0	5,262	5,430	458	4,740	0	5,198

(血液センター資料より)

(2) 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の対応に当たっています。

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成 25 年度						福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	24 年度	25 年度
養護相談	児童虐待	22	58	0	6	11	97	273	290
	その他	11	32	0	20	0	63	559	551
保健相談		0	0	0	1	0	1	34	12
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	2
	言語発達障害等	35	0	0	0	0	35	17	36
	重症心身障害	3	0	0	0	0	3	2	3
	知的障害	0	0	0	0	0	0	5	3
	自閉症等	0	2	0	0	0	2	8	15
非行相談	虞犯行為等	2	2	0	0	0	4	9	21
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	4	1
育成相談	性格行動	3	4	0	0	0	7	63	44
	不登校	10	9	0	0	0	19	56	62
	適性	0	4	0	0	0	4	44	18
	育児・しつけ	1	5	0	0	0	6	229	98
その他の相談		7	30	0	0	0	37	188	85
計		94	146	0	27	11	278	1,491	1,242

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。(厚生労働省福祉行政報告例より)

(3) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。

各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。

表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成25年度

区分	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況	113名	8名	165名	16名	15名	2名	48名	3名	66名	4名	407名	33名	
内容別 相談・支援件数	①在宅福祉	228	0	210	22	5	0	51	0	77	0	571	22
	②介護保険	63	0	68	3	7	0	7	0	11	0	156	3
	③健康・保健医療	108	3	254	32	12	1	28	1	14	0	416	37
	④子育て・母子保健	46	29	70	39	1	0	47	38	4	0	168	106
	⑤子供の地域生活	97	66	612	131	10	2	192	17	40	6	951	222
	⑥子供の教育・学校生活	124	94	291	133	5	0	92	16	135	10	647	253
	⑦生活費	57	0	173	0	9	0	41	0	16	3	296	3
	⑧年金・保険	8	2	17	0	3	0	6	0	7	0	41	2
	⑨仕事	8	0	20	0	4	0	6	2	10	7	48	9
	⑩家族関係	63	12	158	4	8	0	23	4	25	2	277	22
	⑪住居	33	1	66	1	0	0	4	0	6	0	109	2
	⑫生活環境	110	1	126	0	4	0	68	0	13	0	321	1
	⑬日常的な支援	424	2	1,301	3	34	0	1,714	103	171	0	3,644	108
	⑭その他	254	37	885	53	125	1	326	4	222	1	1,812	96
計	1,623	247	4,251	421	227	4	2,605	185	751	29	9,457	886	
分野別 相談・支援件数	①高齢者に関すること	1,094	32	2,322	47	165	0	1,317	0	354	0	5,252	79
	②障害者に関すること	91	2	138	11	9	0	58	0	73	3	369	16
	③子どもに関すること	284	188	1,195	318	14	3	1,111	183	199	26	2,803	718
	④その他	154	25	596	45	39	1	119	2	125	0	1,033	73
	計	1,623	247	4,251	421	227	4	2,605	185	751	29	9,457	886
その他の活動件数	①調査・実態把握	4,188	41	1,756	7	147	11	2,110	11	608	6	8,809	76
	②行事・事業・会議への参加協力	3,682	630	5,224	438	241	24	1,023	133	1,045	189	11,215	1,414
	③地域福祉活動・自主活動	8,260	1,123	9,998	977	329	20	2,727	207	2,097	33	23,411	2,360
	④民児協運営・研修	5,015	562	4,693	388	182	9	658	58	752	39	11,300	1,056
	⑤証明事務	124	4	315	6	12	0	253	0	125	0	829	10
	⑥要保護児童の発見の通告・仲介	33	2	62	14	3	0	17	4	3	0	118	20
訪問回数	訪問・連絡活動	23,786	391	18,492	220	1,501	4	5,653	71	3,406	41	52,838	727
	その他	10,645	504	8,669	122	577	14	1,668	93	1,283	4	22,842	737
連絡調整回数	委員相互	6,291	796	5,680	455	173	7	341	93	544	66	13,029	1,417
	その他の関係機関	4,997	787	4,632	338	212	10	1,014	136	509	16	11,364	1,287
活動日数	22,409	2,105	24,797	1,941	1,471	53	6,143	374	5,338	291	62,158	4,764	

(4) 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

表3 子育てマイスター登録数

平成 26.5.1 現在

資格						管内計	福井県
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	44	32	3	7	50	136名	488名

(5) 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。

表4 子育てマイスター・児童虐待防止専門研修会の開催

日時・会場	内容	講師	参加者（全体）
平成 25 年 8 月 28 日 14 時 00 分～16 時 00 分 生活学習館 (ユー・アイふくい) 多目的ホール	嶺北地区 全体研修 「児童虐待への対応～児童福祉と教育との連携をめぐる～」	千葉大学 教育学部 教授 保坂 亨 氏	主任児童委員 8 (33) 教育機関 20 (64) 保育所 18 (69) 県・市町 16 (41) その他 18 (52) 計 80 名 (259 名)
平成 25 年 11 月 27 日 13 時 30 分～16 時 30 分 福井健康福祉センター 3 階大会議室	嶺北地区研修 活動発表 子育てマイスター 4 名 基調講演 「笑育のススメ」～今の子育てに必要なもの～ 講師 荒巻 仁 氏		子育てマイスター 5 (32) 子育て支援センター 2 (8) 県・市町 4 (13) 計 11 名 (57 名)
平成 26 年 2 月 24 日 13 時 30 分～16 時 30 分 越前市福祉健康センター 多目的ホール	丹南地区 研修 「児童虐待の発生予防と地域ネットワークによる支援」	仁愛大学 教育学部 心理学科 教授 荒川 正吉 氏	主任児童委員 22 人権擁護委員 11 小中学校 14 幼稚園・保育所 28 認定こども園 3 県・市町 8 その他 28 計 114 名

(6) 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家庭が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対しては、下記の児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況（総合福祉相談所措置分）

平成 26. 3. 31 現在

区分	施設名		所在地	定員	丹南地区 入所者				県内 入所者
乳児院	済生会乳児院		福井市	23	1				12
	白梅学園(乳児院)		敦賀市	9	1				1
児童養護 施設	福井市ふれ愛園		福井市	40	1				22
	児童養護施設 一陽		越前市	40	14				34
	吉江学園		鯖江市	40	9				34
	偕生慈童苑		大野市	40	0				25
	白梅学園(晴喜館)		敦賀市	50	0				3
知的障害 児施設	足羽学園		福井市	30	2				7
	第2やすらぎの郷		小浜市	30	0				0
重症心身障 害児病棟	福井病院		敦賀市	120	1				3
	あわら病院		あわら市	80	0				1
肢体不自由施 設	センター 療育 こども	つくし園 (入所)	福井市	50	0				1
児童自立 支援施設	和敬学園		福井市	45	2				5
里親	里親委託		県内	—	2				13
合 計					33				161
区分	施設名		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
保育所	保育所	定員	2,320	2,605	45	465	925	6,360	
		施設数	21	23	1	5	14	64施設	
児童厚生 施設	児童館		16	14	1	4	7	42施設	
		児童家庭支援センター	0	1	0	0	0	1施設	
	地域子育て支援センター		1	3	1	3	5	13施設	

4 母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、生活面、就業面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景にした不安定な就労形態などが、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響しています。

このような現状を踏まえ、母子自立支援員はひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、日常生活の悩みの相談、職業能力の向上および求職活動の支援、養育費確保のための情報提供を行っています。

また、相談内容に応じて、経済的支援である児童扶養手当（母子・父子）・母子寡婦福祉資金貸付（母子・寡婦）・ひとり親家庭医療費助成制度、就業支援である教育訓練給付金事業（母子・父子）・高等技能訓練促進費等事業（母子）、子育て支援である母子家庭等日常生活支援事業等の制度の紹介および手続きの案内を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数）

平成 25 年度

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
生活一般	住宅		16		1	1	18	73
	医療	1	25		1	1	28	250
	就職	16	57		11	18	102	406
	家庭紛争				1	2	3	122
	その他	2	52		1	3	58	273
児童	養育	4	5		2	1	12	66
	教育	1	3				4	64
	非行							6
	その他	1	3				4	52
生活援護	母子福祉資金貸付	44	83		9	12	148	648
	寡婦福祉資金貸付		2			11	13	31
	児童扶養手当	1	33				34	318
	母子支援							
	その他	3	45		1	2	51	253
合計		73	324		27	51	475	2,562

表2 母子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成25年度

													福井県	
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内計		件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
①事業開始資金														
②事業継続資金														
③就学支度資金			5	2,310							5	2,310	19	7,700
④修学資金			15	36,883							15	36,883	34	77,662
⑤技能習得資金														
⑥修業資金													4	1,726
⑦就職支度資金													1	246
⑧生活資金			1	309							1	309	1	309
⑨医療介護資金														
⑩住宅資金														
⑪結婚資金														
合計	0	0	21	39,502	0	0	0	0	0	0	21	39,502	59	87,643

5 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・経済的な困窮・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

特に夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）が施行され、さらに平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。

（表2）

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。また、DV被害者支援に関する制度の理解や相談対応等職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

表1 相談状況（相談者の年代別）

平成25年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	100	94	0	2	27	223
65歳以上	6	2	0	0	2	10
不明	1	2	0	0	0	3
計	107	98	0	2	29	236

表 2 相談状況（主訴別）

平成 25 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮	0	0	0	0	0	0
	借金	0	0	0	0	0	0
	求職	0	1	0	0	1	2
	病気	0	0	0	0	0	0
	精神衛生	2	7	0	0	0	9
	帰住先なし	0	6	0	0	1	7
	その他	0	6	0	0	3	9
家庭の問題	夫等の暴力	91	51	0	2	18	162
	夫の問題	2	1	0	0	2	5
	離婚問題	5	20	0	0	0	25
	家庭不和	4	4	0	0	0	8
	子供の問題	3	1	0	0	4	8
	その他	0	1	0	0	0	1
計		107	98	0	2	29	236

表 3 支援活動状況

平成 25 年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	106	82	0	1	25	214
就職・自営	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0
家庭へ送還	0	0	0	0	0	0
福祉事務所へ移送	0	1	0	0	0	1
婦人相談所へ移送	1	12	0	1	4	18
関係機関施設移送	0	3	0	0	0	3
計	107	98	0	2	29	236

表 4 DV 被害防止研修会

日時・会場	内容	講師	参加者
平成 25 年 11 月 29 日 14 時 00 分～16 時 00 分 越前市福祉健康センター4 階大会議室	講演 「DV 被害者の円滑な支援について」	仁愛大学大学院 人間研究科臨床心理学専攻教授 赤澤 淳子 氏	年金事務所 1 県・市・町職員 20 DV 関係法人機関 2 計 23 名

6 生活保護

(1) 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

(2) 生活保護の種類と方法

- ①生活扶助（金銭給付） 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
- ②教育扶助（金銭給付） 義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助（金銭給付） 家賃・間代・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助（現物給付） 入院・診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助（現物給付） 居宅介護・福祉用具・施設介護費等
- ⑥出産扶助（金銭給付） 出産に要する費用等
- ⑦生業扶助（金銭給付） 生業に必要な資金等
- ⑧葬祭扶助（金銭給付） 死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和25年5月4日施行）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(3) 保護の動向

昭和61年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成7年度の7.0%、福井県では平成9年度の2.01%を底に保護率増加に転じました。世界同時不況以降、悪化していた雇用環境は改善の兆しがあるものの保護率は増加傾向です。

管内の町は、県内製造品出荷額が1位～3位の福井市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれていることから、被保護者は、高齢者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く3町を管轄していますが、表1のとおり保護率では、越前市、南越前町が他の市町に比べてやや高めとなっています。

表2の世帯類型別では、高齢者世帯が約46%で、高齢化に伴い高齢者世帯が増加しているほか、稼働年齢層のいるその他の世帯も増加傾向にあります。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢者世帯が多いことから、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、働いている者がいない世帯が82%を占めており、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移・停止中を含む）

平成 26. 3. 31 現在

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	23年度	87	190	7	15	36	335世帯	2,854世帯
	24年度	103	192	6	18	37	356世帯	3,033世帯
	25年度	98	193	5	20	39	355世帯	3,136世帯
被保護人員	23年度	103	228	7	19	40	397人	3,657人
	24年度	130	239	6	28	41	444人	3,932人
	25年度	127	251	5	29	43	455人	4,049人
保護率（‰）	23年度	1.52	2.67	2.36	1.67	2.04	2.11‰	4.55‰
	24年度	1.92	2.82	2.09	2.51	1.81	2.35‰	4.73‰
	25年度	1.87	2.99	1.81	2.65	1.92	2.12‰	5.10‰

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中を含む）

平成 26. 3. 31 現在

							管内計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
世帯 類型別	高齢者世帯	42	94	1	7	21	165世帯
	母子世帯	1	7	0	0	0	8世帯
	障害者世帯	6	30	3	2	12	53世帯
	傷病者世帯	14	29	0	4	2	49世帯
	その他の世帯	35	33	1	7	4	80世帯
世帯の 労働力 類型別	世帯主が働いている						
	常用労働者	15	24	0	1	1	41世帯
	日雇労働者	0	3	0	0	0	3世帯
	内職者	2	4	0	0	1	7世帯
	その他の就業者	2	3	0	0	0	5世帯
	世帯員が働いている	2	4	0	1	0	7世帯
働いている者がいない	77	155	5	18	37	292世帯	
被保護世帯		98	193	5	20	39	355世帯
扶助 別人員	被保護人員	127	251	5	29	43	455人
	保護率（‰）	1.87	2.99	1.81	2.65	1.92	2.12‰
	生活扶助	100	198	2	23	30	353人
	住宅扶助	72	159	0	9	8	248人
	教育扶助	5	12	0	1	0	18人
	介護扶助	22	23	0	4	7	56人
	医療扶助	96	168	3	19	31	317人
	出産扶助	0	0	0	0	0	0人
	生業扶助	2	4	0	0	0	6人
	葬祭扶助	0	0	0	0	0	0人

7 福祉のまちづくり

(1) 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況 平成9.4.1～平成26.3.31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	鯖江 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
01 官公庁施設	すべて		1	1			
02 医療施設	すべて	18	11	5	22	12	14
03 社会福祉施設	すべて	29	32	20	31	22	19
04 商業施設①物品販売業	500㎡超	22	6	14	28	7	16
04 商業施設②飲食業	300㎡超	7	4	1	3	1	1
04 商業施設③理容・美容所	150㎡超	2					
04 商業施設④サービス業	500㎡超		1		4	1	2
05 娯楽施設	1,000㎡超	5	1	1	4	2	1
06 文化施設	すべて	1					
07 体育施設	1,000㎡超	1			1		
08 宿泊施設	1,000㎡超	2	2			1	
09 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4
10 公共交通機関施設	すべて		2	1	1		
11 集会施設	すべて	13	7	7	13	4	3
12 興行・展示施設	1,000㎡超		1				
13 環境衛生施設①公衆浴場	1,000㎡超		1		1		
13 環境衛生施設②公衆便所・火葬場	すべて				1	2	2
14 駐車施設（路外駐車場）	すべて						
15 公益事業施設（ガス電気等）	すべて	3		2	4		2
16 金融機関施設（銀行等）	すべて	5	2	3	6		2
17 事務所	3,000㎡超		1		1		
18 工場	5,000㎡超	1	1	1	2	4	1
19 共同住宅等	1,500㎡超	2	1	1	5	2	3
計		112	75	59	130	61	70

(2) 身体障害者等用駐車場（愛称：ハートフルパーキング）利用証制度

福井県では車いす使用者等のための駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等用駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者等のための駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の周知・広報にご協力をお願いするとともに、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

(3) バリアフリー表示証制度

バリアフリー表示証制度は、障害のある方や高齢者の方などをはじめ、誰もがスーパーマーケット、飲食店、旅館、医療機関、社会福祉施設など不特定多数の方が利用する施設を利用しやすくするため、施設のバリアフリー状況をわかりやすくお知らせする制度です。

表1 身体障害者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

平成 19. 10. 1～平成 26. 3. 31

施設分類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
商業施設など	25	35		1	5	66	279 施設
医療施設	10	15			1	26	67 施設
社会福祉施設	11	21		1	2	35	145 施設
その他の施設		1				1	11 施設
国・県・市町	26	22	2	7	11	68	343 施設
利用証交付数	780	528	22	64	331	1,725	7,766 名

8 障害者福祉

平成 17 年 10 月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なっていたサービスの提供主体を、住民の身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障害の種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

福井県では、障害者基本法や障害者自立支援法の改正や障害の複雑・多様化など障害者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 年 3 月に「第 5 次 福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成 24 年度から平成 28 年度まで）を策定しました。この計画は「障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現」を基本理念として、障害のある人もない人も誰もが、住みなれた地域で温かいつながりに支えられながら、人格と個性を尊重され、自立し、生きがいのある暮らしができるしあわせな福井の実現を目指し、総合的な施策を進めます。

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、障害者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度に関する情報提供、啓発を行っています。

表1 身体障害者手帳所持者数（障害区分別）

平成26. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
視覚		243	254	22	29	166	714	2,822
聴覚	聴覚	270	314	51	60	115	810	3,602
	平衡	1	7	1	0	1	10	28
	計	271	321	52	60	116	820	3,630
音声・言語・そしゃく		24	32	2	3	14	75	391
肢体不自由	上肢	590	585	69	101	205	1,550	6,851
	下肢	1,098	1,228	129	279	612	3,346	13,789
	体幹	225	183	15	44	79	546	2,491
	脳原性 上肢	19	13	1	1	7	41	235
	脳原性 移動	5	1	0	2	2	10	75
	計	1,937	2,010	214	427	905	5,493	23,441
内部障害	心臓	443	659	47	111	210	1,470	6,665
	じん臓	129	183	15	23	50	400	1,949
	呼吸器	52	75	7	9	19	162	820
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	127	119	11	21	45	323	1,468
	肝臓	7	4	1	2	2	16	64
	計	758	1,040	80	166	326	2,370	10,966
合計		3,233	3,657	370	685	1,527	9,472	41,250

表2 療育手帳所持者数

平成26. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計
A1 重度	障害児	19	40	1	3	14	77	321
	障害者	145	168	13	31	50	407	1,881
A2 重複障害	障害児	1	1	0	0	1	3	9
	障害者	6	13	0	4	8	31	133
B1 中度	障害児	29	36	0	5	8	78	308
	障害者	120	175	4	23	42	364	1,554
B2 軽度	障害児	40	37	1	6	14	98	435
	障害者	124	123	3	22	36	308	1,303
計	計	484	593	22	94	173	1,366	5,944
	障害児	89	114	2	14	37	256	1,073
	障害者	395	479	20	80	136	1,110	4,871

注) 障害児=18歳未満

表3 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成26. 3. 31現在

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計
1級	18	24	0	3	10	55	301
2級	249	270	12	37	94	662	3,202
3級	106	84	5	11	25	231	1,168
計	373	378	17	51	129	948	4,671

表4 障害者福祉サービス利用状況

平成26.3.31現在

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
介護給付	福井事業所介護型	福井市	30	●	●		2	5			2	9
	ライフカレッジあけぼの	福井市	40	●	●		2				1	3
	足羽ワークセンター	福井市	10		●							
	がんばるはうす	福井市	20	●	●						1	1
	就労支援センターすだち	福井市	10		●	●	2					2
	福井県子ども療育センター オアシス	福井市	15	●			4	1				5
	九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				4		1		5
	足羽更生園	福井市	80		●		12	4	2		2	20
	すだちの家	福井市	30		●		3	1				4
	福井美山荘	福井市	78	●			7	4		1	4	16
	若越ひかりの村 第一生活支援施設	福井市	95		●		11	13	1	5	3	33
	若越ひかりの村 第二生活支援施設	福井市	50		●		11	5	1	1	1	19
	若越ひかりの村 第三生活支援施設	福井市	25		●		4	2			1	7
	若越ひかりの村 第四生活支援施設	福井市	85		●		4	17		3	8	32
	障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●		2			1	3
	障害児支援施設併設障害児入所施設第二やすらぎの郷	小浜市	40	●	●	●		1				1
	障害者支援施設第三やすらぎの郷	小浜市	60	●	●	●	1			1		2
	むつみ園	大野市	40		●	●	2	2	1		1	6
	希望園	大野市	80		●			2			5	7
	九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	1				2
	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	100	●			6	6		1		13
	九頭竜ワークショップいずみの郷	勝山市	40		●		2	1	1	3	1	8
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	2		2	3	10
	福授園神中事業所	鯖江市	12	●	●	●	9	2			1	12
	福授園当田事業所	鯖江市	27	●	●	●	22	4	1		5	32
	ライトワークセンター	鯖江市	65	●	●	●	2	2		3	1	8
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	120	●	●	●	15	9	1	2	2	29
	はつらつ広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
	のびのび広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
	金津サンホーム	あわら市	60	●	●		1				1	2
	ぴーぷるファン	越前市	12	●	●	●	1	11		1	1	14
	エンジェルスキッズ	越前市	10	●	●	●	1	6				7
	総合福祉支援事業所わかたけ	越前市	15	●	●		5	12		1		18
	あいの里	越前市	50		●		11	28	1	5	3	48
	若越みどりの村	越前市	100	●			8	27	2	8	3	48
	ハーモニーかすみ	坂井市	20		●				1		1	2
	障害者支援施設ライフかすみ	坂井市	138		●		8	10		3	2	23
	ライトホープセンター	越前町	134	●	●	●	9	5		2	7	23
	光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	2	1	1	1	5	10
	小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1					1
南陽園	石川県加賀市	50	●	●		1					1	
京都市聴覚言語障害センター	京都府京都市	30	●			1					1	
療養介護	独立行政法人国立病院機構福井病院	敦賀市	120	●			7	6		2	2	17
	独立行政法人国立病院機構あわら病院	坂井市	80	●			7	6		1	2	16
	独立行政法人国立病院機構医王病院	石川県金沢市	70	●				2		1		3

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
訓練等 給付	就労移行支援事業ハートワーク	福井市	12		●	●	3					3
	福井事業所 雇用・移行型	福井市	20		●		1					1
	就労支援センターすだち	福井市	10		●	●	2					2
	就労移行やわらぎ	福井市	17			●	3	2				5
	足羽ワークセンター第2事業所	福井市	12		●							
	みどりの森社会復帰センター就労事業所	福井市	20			●	1					1
	若越ひかりの村就労系多機能事業所	福井市	6		●			2				2
	福授園御幸事業所	鯖江市	7	●	●	●	3					3
	福授園神中事業所	鯖江市	7	●	●	●	5	1			1	7
	千草の家	鯖江市	12		●	●	8				1	9
	サニーワークホーム	越前市	12			●	1	10	1	1		13
	ワークホームそら	越前市	10	●	●	●	4	4	1			9
	ぴーぷるファン	越前市	6	●	●	●	3	3			1	7
	障害者支援センターひまわり	越前市	8		●		4	9		2		15
	就労支援センターすてっぷ	越前市	6	●	●	●		3				3
	就労支援センター ワークかすみ	坂井市	6		●						1	1
	はす工房花里音	南越前町	6	●	●	●		2	1			3
	フ・クレール	越前町	6	●	●	●	2					2
	スワンバーカリークルサ店	福井市	10	●	●	●	1					1
光が丘ワークセンター	越前町	6	●	●	●	1				2	3	

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
				身体	知的	精神							
訓練等給付	就労継続支援B型	ハートワーク	福井市	30		●	●						
		手作り工房コスモス	福井市	20	●	●		1				1	
		ワークあけぼの	福井市	20	●	●			1			1	
		足羽ワークセンター第1事業所	福井市	20		●		2				2	
		足羽ワークセンター第2事業所	福井市	28		●			2	1	2	1	6
		みどりの森社会復帰センタージョブガーデン	福井市	30			●	2	3			1	6
		コミュニティやわらぎ	福井市	20			●	3	2			1	6
		松本ファクトリー	福井市	15		●	●	1				1	2
		うめのみ	福井市	40		●			1				1
		障害者就労支援事業所「夢つぎの家」	福井市	20	●	●	●		1				1
		さくらハウス	福井市	20			●	1		1			2
		若越ひかりの村就労系多機能事業所	福井市	24		●		1	3			3	7
		多機能型支援センターbe・ふれんど	福井市	10	●	●	●		1				1
		よもやま	大野市	14		●	●		1				1
		多機能型事業所 ほっと	大野市	14		●	●	2		2			4
		九頭竜ワークショップ就労支援事業所	勝山市	50	●	●		3	2			1	6
		千草の家	鯖江市	25		●	●	23	2			5	30
		福授園御幸事業所	鯖江市	28	●	●	●	19	6	1		1	27
		福授園神中事業所	鯖江市	42	●	●	●	23	8	1		5	37
		福授園当田事業所	鯖江市	25	●	●	●	16	6			2	24
		ライトワークセンター	鯖江市	15	●	●	●	1	2			1	4
		ピアファーム	あわら市	20		●		1	1				2
		サニーワークホーム	越前市	26			●	2	19	1	1	1	24
		ワークホームそら	越前市	10	●	●	●	2	18		1		21
		びーふるファン	越前市	22	●	●	●	5	18			1	24
		障害者支援センターひまわり	越前市	28		●		4	24		1		29
		就労支援センター すてっぷ	越前市	14	●	●	●	3	24		1		28
		総合福祉支援事業所 わかたけ	越前市	30		●		1	16		2		19
		つぎの家	坂井市	20	●	●		1					1
		就労支援センター ワークかすみ	坂井市	20		●			1				1
はす工房花里音	南越前町	14	●	●	●		4		14		18		
光が丘ワークセンター	越前町	10	●	●	●	1				6	7		
クリーンねっと福井	越前町	20		●		1	1				2		
k o k o r o	茨城県牛久市	20		●	●	1					1		
ワークセンター紫香楽	滋賀県甲賀市	19		●					1		1		

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計			
				身体	知的	精神									
訓練	就労継続支援A型	丹南事業所雇用1型	福井市	20		●		5	2			2	9		
		福井事業所雇用・移行型	福井市	32		●		5					5		
		ハートランド福井	福井市	50	●	●	●	2	1				3		
		食の工房やわらぎ	福井市	40		●	●	7	4	1		2	14		
		コミュニティやわらぎ	福井市	10			●	1	1	1			3		
		松本ファクトリー	福井市	15			●		1				1		
		青空	福井市	20	●	●	●					1	1		
		(株)O. H. C	福井市	20	●	●	●	1					1		
		(株)ふくい福祉振興会	福井市	20	●	●	●	2					2		
		エイティーンズ物流加工(株)	福井市	20	●	●	●								
		(有)C・ネットサービス二の宮事業所	福井市	20	●	●	●								
		(株)Y o u さぽーと	福井市	10	●	●	●	1	1				2		
		ほのぼののハーツ ふくい事業所	福井市	40	●	●	●	11	4		1		16		
		美山事業所	福井市	10		●		1					1		
		おくえつ事業所	勝山市	28		●			1				1		
		エイティーンズ電子工業(株)	鯖江市	20	●	●	●	17	6			3	26		
		福授園神明とうふ工房	鯖江市	10	●	●	●	4	2				6		
		ハートオブマインド	鯖江市	20	●	●	●	12	2			10	24		
		福井県水耕栽培福祉普及協会	鯖江市	20	●	●	●	17	7				24		
		こころ	鯖江市	10	●	●	●	8	5			2	15		
		たけふ福祉工場	越前市	55	●	●	●	8	26	1	10	5	50		
		(株)ウェルファーム	越前市	20	●	●	●	5	11	1	2	1	20		
		(株)エイティーンズ	越前市	20	●	●	●	11	15			2	28		
		就労支援センター すてっぷ	越前市	20	●	●	●	5	7				12		
		総合福祉支援事業所 わかたけ	越前市	10		●		2	4		1		7		
		エイティーンズ電装株式会社	越前市	20	●	●	●	5	11		4	3	23		
		(株)アクアファーム	越前市	10		●			6		3		9		
		丸岡(南中)事業所	坂井市	54		●									
		就労継続支援 前進主義	南越前町	15	●	●	●		6		1		7		
		やまぼうし	越前町	10	●	●	●	2				10	12		
		夢ファクトリーえん	石川県加賀市	6	●	●	●				1				
		等	自立訓練(生活訓練)	ハウスやわらぎ(宿泊型)	福井市	20			●	4	4				8
				生活訓練やわらぎ	福井市	23			●	7	3			1	11
足羽ワークセンター第1事業所	福井市			10		●		1	1				2		
パステル	福井市			10		●			1		1		2		
福井事業所生活訓練型(宿泊型自立訓練)	福井市			20		●		3					3		
福井美山荘	福井市			22	●						1		1		
よもやま	大野市			6		●	●		1				1		
福授園当田事業所	鯖江市			6		●	●	1	2		1	1	5		
ライトホープセンター	越前町			6	●	●	●	1					1		

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				身体	知的	精神						
訓 練 等	九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				3		1		4
	足羽更生園	福井市	80		●		10	4	2		2	18
	すだちの家	福井市	30		●		3	1				4
	福井美山荘	福井市	100		●		8	4	1	2	4	19
	若越ひかりの村 第一生活支援施設	福井市	100		●		11	13	1	5	3	33
	若越ひかりの村 第二生活支援施設	福井市	50		●		11	5		1	1	18
	若越ひかりの村 第三生活支援施設	福井市	25		●		4	2			1	7
	若越ひかりの村 第四生活支援施設	福井市	100		●		4	15		3	8	30
	障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	40	●	●	●		2			1	3
	障害児支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市	30	●	●	●		1				1
	障害者支援施設第三やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●	1			1		2
	むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	1		1	7
	希望園	大野市	80		●		1	2			5	8
	九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	2				3
	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	100	●			6	6		1		13
	九頭竜ワークショップいずみの郷	勝山市	40		●		2	1	1	3	1	8
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	2		2	3	10
	ライトワークセンター	鯖江市	80	●	●	●	3	4		3	2	12
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	110	●	●	●	2	3	1	2	1	9
	金津サンホーム	あわら市	50	●	●		1				1	2
あいの里	越前市	40		●		9	23	1	5	2	40	
若越みどりの村	越前市	100	●			8	28	2	8	3	49	
障害者支援施設ライフかすみ	坂井市	138		●		8	12		3	2	25	
ライトホープセンター	越前町	140	●	●	●	8	4		2	3	17	
光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	1	1	1	1	1	5	
小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1					1	
南陽園やすらぎ	石川県加賀市	80	●	●		1					1	
京都市聴覚言語障害センター	京都府京都市	30	●			1					1	
合	計					613	683	38	143	194	1,671	

9 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年の介護サービスでは、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が求められます。こうした状況や、介護職員の処遇改善の確保、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、平成24年度改正では介護報酬改定率がプラス1.2%となり、それに伴い、「地域包括ケアシステムの基盤強化」、「医療と介護の役割分担・連携強化」、「認知症にふさわしいサービスの提供」という3つの軸に沿った介護報酬改定が行われました。

(1) 介護保険制度の現状

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南区介護認定審査会により行われています。

平成26年3月末の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で8,841人となり、平成25年3月末に比べて増加しました。

そして、その内訳は、要支援1が589人(6.7%)、要支援2が1,356人(15.3%)、要介護1が1,531人(17.3%)、要介護2が1,827人(20.7%)、要介護3が1,401人(15.8%)、要介護4が1,262人(14.3%)、要介護5が875人(9.9%)となり、要支援1と要介護5の認定者数が減少し、要支援2から要介護4の認定者数が増加しました。

また、管内の第1号被保険者数(65歳以上の人口)に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

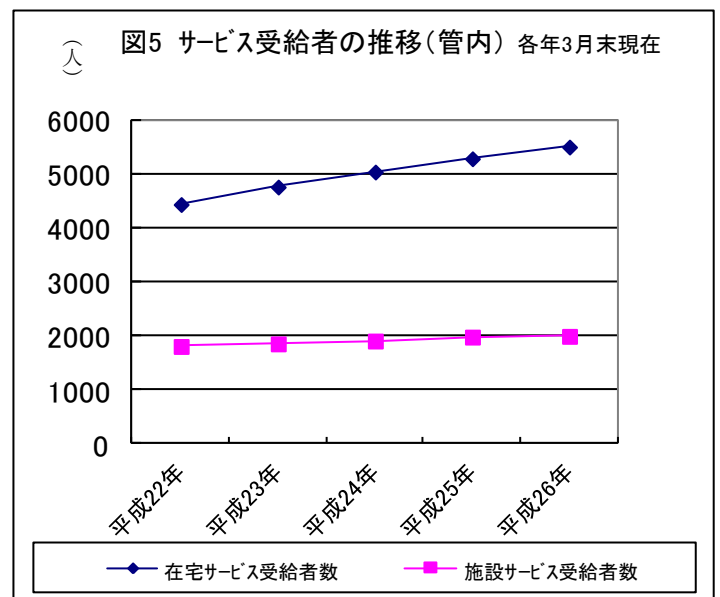
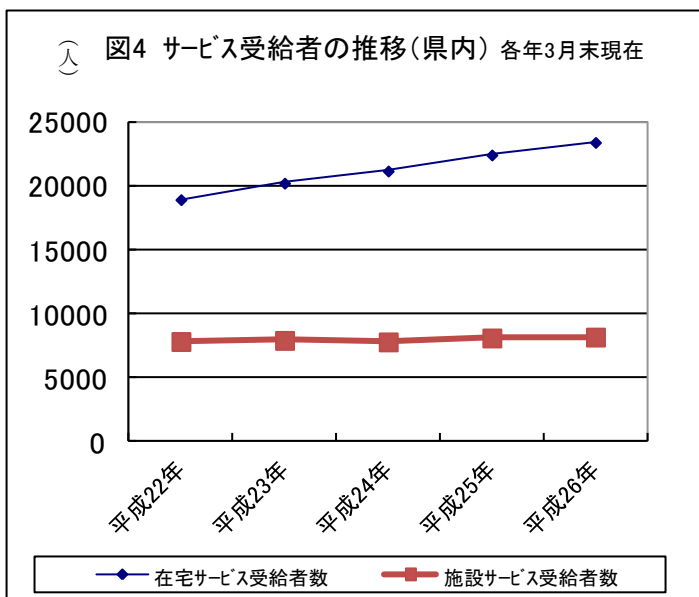
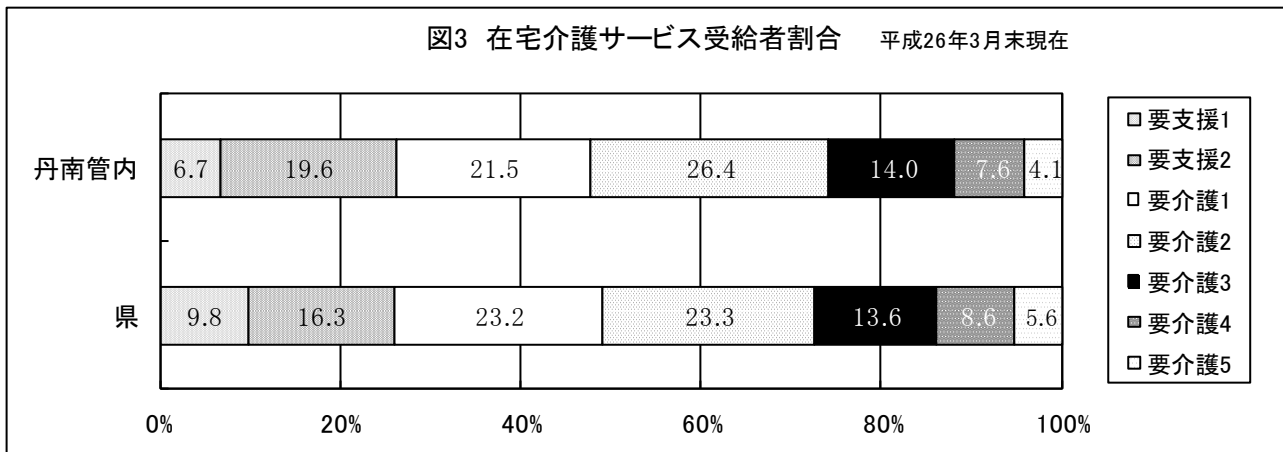
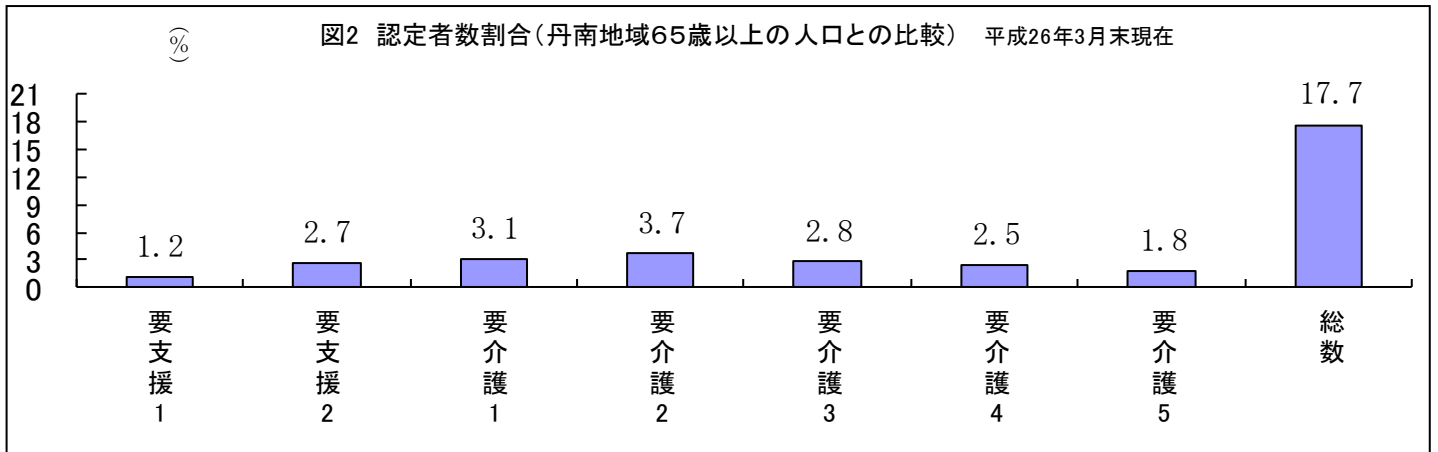
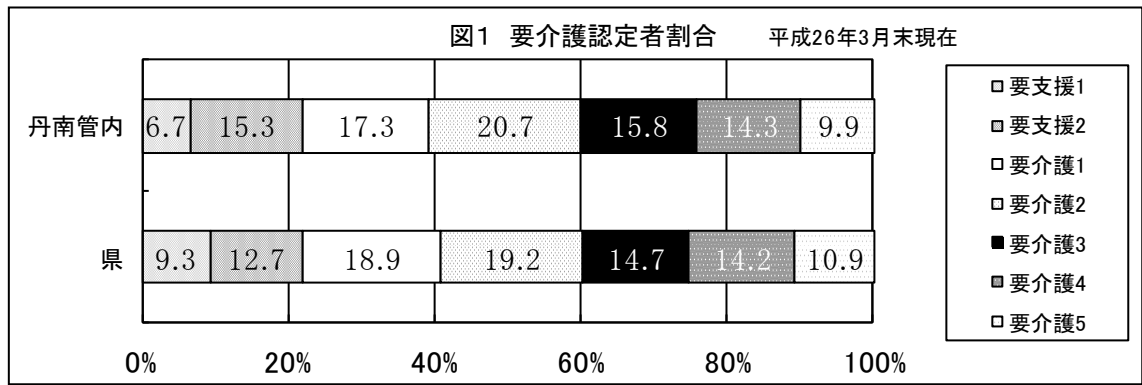
平成26年3月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図3のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図4、5のとおりです。

表1 要介護認定者数(単位:人)

平成26.3.31現在

市町名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成25年3月末管内計	613	1,252	1,496	1,760	1,307	1,240	911	8,579
管内割合%	7.1	14.6	17.4	20.5	15.2	14.5	10.6	100.0
鯖江市	239	442	473	558	461	373	263	2,809
越前市	199	603	697	881	658	567	370	3,975
池田町	21	27	51	39	31	26	17	212
南越前町	76	106	119	102	85	101	75	664
越前町	54	178	191	247	166	195	150	1,181
平成26年3月末管内計	589	1,356	1,531	1,827	1,401	1,262	875	8,841
管内割合%	6.7	15.3	17.3	20.7	15.8	14.3	9.9	100.0
平成26年3月末県計	3,601	4,903	7,280	7,419	5,683	5,492	4,202	38,580
県割合%	9.3	12.7	18.9	19.2	14.7	14.2	10.9	100.0

(資料: 県長寿福祉課より)



10 栄養・健康づくりの推進

県では、健康増進法の趣旨を踏まえながら県民一人ひとりが生涯にわたって健康で長生きしていただくために平成20年3月に「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、健康づくり施策を実施しています。重点的な取組みは、①メタボリックシンドロームの予防の推進、②がん対策の推進、③休養・こころの健康づくりの推進、④歯と口腔の健康の推進です。

メタボリックシンドローム予防の取組みとして、センターでは、給食施設における栄養管理の推進および市町における栄養改善活動の支援、栄養成分表示等の情報提供による食環境の整備の充実を図っています。

また、平成24年度より、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事「ふくい健幸美食」を飲食店等で提供いただき、食を通じた健康づくりとふくいの食をアピールしています。

平成25年度からは、味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜についてもスーパーや直売所で提供いただき、食環境の整備を進めています。

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に1回100食、または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」、より小規模の「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるよう巡回指導を実施しています。(表2)

また、食生活・栄養管理支援事業として、給食施設の栄養担当者等を対象に適切な栄養管理が実施されるよう取組みを行っています。(表5)

表1 特定給食施設届出状況 平成25年度

種類	件数
事業開始届	0
届出事項変更届出	12
事業休止(廃止)届出	0
栄養管理状況報告書	209

表2 給食施設指導状況 平成25年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導数	91	15

表3 給食施設栄養士配置状況

平成25年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養 士・栄養士 どちらもい ない施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄 養士数	施設数	管理栄 養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	16	16	0	0	0	7	7	22	45
	病院	2	7	11	30	25	0	0	0	13
	介護老人保健施設	2	3	5	5	9	0	0	0	7
	老人福祉施設	5	5	1	1	2	1	2	0	7
	児童福祉施設	5	7	3	3	6	19	29	7	34
	社会福祉施設	3	4	1	2	3	3	3	1	8
	事業所	1	1	1	1	1	1	2	2	5
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	一般給食センター	0	0	0	0	0	1	2	0	1
	その他	1	1	0	0	0	1	1	1	3
計	35	44	22	42	46	34	47	33	124	
その他	学校	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	病院	1	2	4	6	10	1	1	0	6
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	老人福祉施設	3	3	2	2	2	5	6	1	11
	児童福祉施設	0	0	1	2	1	8	9	17	26
	社会福祉施設	3	3	0	0	0	4	6	10	17
	事業所	0	0	0	0	0	2	2	2	4
	自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	4	4	0	0	0	6	6	0	10	
計	11	12	7	10	13	27	31	34	79	
総数	46	56	29	52	59	61	78	67	203	

表4 特定給食施設栄養管理状況（平成24年度実施率（%））

	施設数	栄養スクリー ニング	栄養アセ スメント	栄養ケア プラン作成	栄養補給 量算出	栄養指導	栄養モニ タリング	ケア後の 評価
学 校	48	87.5	70.8	50.0	4.2	45.8	27.1	22.9
医療機関	13	100.0	100.0	100.0	100.0	92.3	100.0	100.0
介護老人保健施設	7	100.0	100.0	100.0	100.0	71.4	100.0	100.0
老人福祉施設	8	87.5	87.5	87.5	87.5	75.0	87.5	87.5
児童福祉施設	38	100.0	86.8	52.6	10.5	52.6	63.2	57.9
社会福祉施設	8	100.0	100.0	100.0	100.0	87.5	87.5	87.5
事業所等	8	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
計	130	90.0	80.0	62.3	33.1	56.9	56.2	53.1

表5 食生活・栄養管理支援事業実施状況

平成25年度

実施日	実施場所	内容	対象
平成25年 12月13日	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	栄養管理情報の活用に関する ワーキング会議	管内医療機関、高齢者関係 施設の栄養士等（8名）
平成25年12月～ 平成26年1月末	各施設	栄養管理連絡票の試行的運用	管内医療機関（2施設）
平成26年2月	各施設	試行的運用に関するアンケート 調査	管内医療機関、高齢者関係 施設（7施設）
平成25年5月～ 平成26年2月	各施設	給食施設巡回指導時における 災害時対策の聞き取り調査	管内医療機関、高齢者関係 施設（34施設）

(2) 健康づくり運動普及事業

平成23年度県民健康・栄養調査の結果から、福井県民は全国と比べて運動習慣を持つ人が少なく、1日の歩行数も減少傾向にあることから、地域で健康づくりを普及している団体や運動指導を行う人を対象に運動普及研修会を開催しています。（表6）

表6 健康づくり運動普及事業実施状況

平成25年度

実施日	場所	内容	受講者数
平成25年 7月8日	越前市福祉健 康センター	・講演「健康のために一歩をふみだそう！～健康づくりのために身体活動の意義～」 ・活動報告「越前市運動普及推進員の活動について」 ・グループワーク「運動不足の人に運動をしてもらうために、私たちは何をすればよいか？」	管内運動普及推進 員・食生活改善推進 員等（43名）

(3) 食環境の整備

外食や中食を提供する飲食店等において、栄養成分表示やバランスメニュー等の健康に配慮したメニューの提供や禁煙を行う「健康づくり応援の店」への登録事業を行い、食環境の整備の充実を図っています。（表7）

ふくい食と健康づくり事業においては、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事を地域の飲食店や社員食堂で、また味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜をスーパーや直売所で、「ふくい健幸美食」として11月の「ふくい味の週間」にご提供いただきました。（表8）

表7 「健康づくり応援の店」登録状況

平成25年度

	飲食店	旅館・ ホテル	弁当・惣菜 菓子店	製造所	事業所給食 その他	コンビニエ ンスストア	合計
鯖江管内	19	3	3	0	1	7	33
武生管内	17	0	6	1	3	10	37
合計	36	3	9	1	4	17	70

表8 「ふくい健幸美食」提供店

平成25年度

所在地	飲食店・弁当業者・社員食堂（14店舗）	惣菜業者（26店舗）
鯖江市	カフェ&ランチ こころ ぐるめし健康 club 鯖江第一ホテル スローベリィ フレッシュランチ 39（株すみよし）	協同組合ハニー みゆき店・住吉店・東陽店・ ビックベリーマーケット北野店 中部フーズ(株) バロー東鯖江店・神明店 (株)ヤスサキ グルメ館 鯖江店 福井県民生活協同組合 ハーツ鯖江店
越前市	大江戸本店 レストラン若紫（しきぶ温泉湯楽里内） ワークホーム そら パナソニック(株)モーター事業管理室武生工場食堂 （スバル食品(株)） アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)内社員食堂 （有）大八 （株）福井村田製作所社員食堂 （シダックスフードサービス(株)）	協同組合ハニー ビックベリーマーケット王子 保SP店・芝原店・新町店 中部フーズ(株) バロー武生店・北日野店・今立店 （株）ヤスサキ グルメ館 武生店・武生南店 福井県民生活協同組合 ハーツ武生店 グットフーズ(株)（コープたけふ 平出店） （株）クロス（(株)コープたけふ みどり館） （株）森茂
南越前町	おぼちゃんの店(有)ほっと今庄 三谷商事(株)レストラン部	協同組合ハニー 南条店 （企）そまの恋姫サラダ会 土の駅 今庄
越前町	オタイコ・ヒルズ	協同組合ハニー 朝日中央店 中部フーズ(株) バロー織田店 企業組合 花みずき味人（miyazaki おもいでな farm）

表9 栄養表示および虚偽誇大広告等の相談

	栄養表示 相談数	虚偽誇大 広告相談数
平成22年度	6	8
平成23年度	2	1
平成24年度	2	1
平成25年度	4	0

(4) 地域における栄養改善の推進

生活習慣病の予防には、適切な食生活の実践が重要です。地域住民に対する栄養改善は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。

表10 管内市町の栄養士の配置状況

平成25年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市(保健衛生部門2名) 越前市(保健衛生部門1名、特定健診部門1名、児童福祉部門1名、 教育委員会1名) 越前町(保健衛生部門1名)
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または担当課の保健師で対応

表11 行政栄養士等研修会の実施状況

平成25年度

実施日	場所	内容	参加者数
平成26年 2月6日	丹南健康福祉 センター 武生福祉保健部	・講義「地域における行政栄養士による健康づくり 及び栄養・食生活の改善の基本指針について」 ・情報交換「栄養改善活動の現状と課題について」	管内市町行政栄養 士等（7名）

表 12 食生活改善推進員活動の支援

平成 25 年度

	鯖江支部	武生支部
食生活改善推進員数	鯖江市 100 名	越前市 198 名 南越前町 84 名
育成講座・研修会等の支援	4 回	11 回

注) 現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表 13 平成 25 年国民健康・栄養調査実施状況

区分	地区	対象世帯数	対象者数	協力世帯数	協力者数
鯖江管内	鯖江市丸山町 2 丁目	9	21	5	9

(5) 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき管理栄養士および栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。(表 14)

表 14 栄養士免許申請状況

平成 25 年度

種 類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	15	13
書換え・名簿訂正申請	2	10
再交付申請	0	0
免許照合	10	0

11 がん予防対策

(1) 働き盛り女性・男性検診大作戦

働き盛り世代のがん検診受診率の向上を図るため、女性のがん事業所出前検診や地元医師会およびがん個別検診医療機関との共働による受診率の向上を目指しています。

ア 女性のがん事業所出前検診

職域単位での検診制度がない事業所の従業員に検診の機会を作り、受診率向上を図るため、平成 23 年度から県内の小規模事業所を主な対象とした乳がんと子宮がんの事業所出前検診を実施しました。この事業所出前検診では、受診者の居住する市町が発行する受診券を利用することで、個人負担金 1,000 円で受診できます。平成 25 年度は 11 事業所で実施し、子宮がん 197 人、乳がん 184 人、大腸がん 47 人が受診しました。(表 1)

表 1 事業所出前検診実施状況

	実施事業所	子宮がん	乳がん	大腸がん
平成 23 年度	16	310	284	
平成 24 年度	14	242	224	
平成 25 年度	11	197	184	47

(2) 普及啓発

がん検診についての住民への普及啓発を図るため、父の日、母の日の記念日等にショッピングセンター等におけるキャンペーンを実施し、また市町の健康フェア等において普及啓発を行いました。

12 たばこ対策

(1) 児童生徒の喫煙防止教室への支援

たばこの害を十分に認識せず、未成年から喫煙を始めることがないように、教育関係者と連携し、児童・生徒に対して喫煙防止について教育・啓発を行なっています。(表 1)

表 1 喫煙防止教室実施状況 平成 25 年度

	回数	内 容	参加者	
			生徒	教諭等
小学校	2	実験、講義	37	14
工業高等専門学校	1	講義	200	8
計	3		237	22

(2) 世界禁煙デー・禁煙週間の取組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。

13 歯科保健

歯科保健事業は表 1 のとおりです。

表 1 歯科保健事業の現状 平成 25 年度

事 業	実施内容
母子歯科保健事業	○母子保健法：1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査 ○「健口づくり発信出前指導」実施 ○「親と子のよい歯のコンクール」実施
子どもの歯の健康プロジェクト	○未就学児フッ化物洗口事業実施施設(17施設) 鯖江市：鯖江市みずほ保育所・新横江保育園 越前市：安養寺保育園・南保育園・東保育園・西保育園・高瀬保育園・北日野保育園幼稚園・南中山保育園幼稚園・浪花保育園・国高保育園・たんぼぼ保育園・神山保育園 南越前町：南越前町立南条保育所・南越前町立南条第二保育所・南越前町立南条幼稚園 越前町：西徳寺保育園
歯科健診定着事業	18歳以上の無料歯科健診（おとなの歯科健診）

14 地域・職域連携推進協議会

(1) 地域・職域連携推進協議会の開催

地域保健および職域保健が相互に情報交換を行い、共通理解のもと具体的方策を検討し、生活習慣病予防およびがん対策等の健康づくりを推進するための会議を開催しています。(表1)

表1 地域・職域連携推進協議会実施状況

平成25年度

日時	場所	内容
平成25年7月31日(水) 14時00分～15時30分	丹南健康福祉 センター	【全体会】 ・第3次元気な福井の健康づくり応援計画について ・生活習慣病対策について ・健康づくり優良事業所表彰について ・がん検診予約システムについて
平成25年10月18日(金) 14時00分～16時00分	丹南健康福祉 センター	【市町がん担当者】 ・がん検診の事業評価について ・がん検診受診者拡大対策について ・その他がん対策全般について
平成25年12月12日(木) 13時30分～15時30分	丹南健康福祉 センター	【市町特定健診等担当者】 ・保健指導等対象者の状況について ・医療連携の事例発表
平成26年2月26日(水) 14時00分～15時30分	丹南健康福祉 センター	【全体会】 ・健康づくり優良事業所表彰について ・平成25年度事業所訪問の状況について ・平成25年度事業所出前検診について

(2) 健康づくり優良事業所福井県丹南健康福祉センター所長表彰

事業所の事業主および従業員のがん検診を含めた健康づくりに関する意識の向上および職域の健康づくりの取組みの推進を目的に、平成24年度から健康づくりに積極的に取り組んだ事業所を表彰しています。

平成25年度は14事業所が表彰されました。(表2)

表2 健康づくり優良事業所福井県丹南健康福祉センター所長表彰

平成25年度

	事業所名	所在地	業種	従業員規模
健康づくり 優良事業所	社会福祉法人 池田町社会福祉協議会	池田町	医療福祉	50人未満
	株式会社 北陸油化	越前市	サービス	〃
	キョーセイ株式会社	越前市	製造	50人以上 300人未満
	新越部品株式会社 今庄工場	南越前町	製造	〃
	福井アシックス工業株式会社	越前市	製造	〃
健康づくり 努力事業所	越前健康開発有限会社	越前市	宿泊	50人未満
	新谷窯業株式会社	越前町	製造	〃
	鈴木眼鏡工業株式会社	鯖江市	サービス	〃
	医療法人 誠医会	越前市	医療福祉	〃
	有限会社 ほっと今庄	南越前町	製造	〃
	社会福祉法人 敬老会	越前町	医療福祉	50人以上 300人未満
	社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会	鯖江市	医療福祉	〃
	医療法人積心会丹生ケアセンターひまわり荘	越前町	医療福祉	〃
	医療法人 王山 リハビリセンター王山	鯖江市	医療福祉	〃

15 母子保健

(1) 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠から、出産、育児等の乳幼児保健について、きめ細かく、かつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。また、これまで県が行ってきた低出生体重児の届出の受理や未熟児の訪問指導、養育医療、自立支援医療（育成医療）の給付については、平成25年度からは市町が行っています。

ア 母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や保健師・助産師等による訪問指導、母親学級、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等を実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉および学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成25年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診 ★産後健診	★妊婦健診	★妊婦健診
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★12か月児健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月児・経過観察児等)	★1か月健診 ★4か月健診 ★10か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳6か月児健診
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 はじめてパパの育児ガイド配布 すくすく育児相談(前期・後期) 乳幼児発達相談 ことばの相談 保健師相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 親子健康手帳交付 育児相談 のびのび教室 ぞうさん教室 こどものそうだん会 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦相談 ★妊婦歯科保健指導 子育て相談 母乳哺育相談 ★母乳栄養支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 子育て相談室(個別相談)(交流会・すまいる広場) 妊婦相談(電話) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦相談 ことばの相談会 	
健康教育	思春期	<ul style="list-style-type: none"> 思春期保健福祉体験事業 歯みがき教室(中学生) 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生の赤ちゃん抱っこ体験学習 子どもの生活習慣病予防事業 教育・相談 			
	妊婦		<ul style="list-style-type: none"> 両親学級 マタニティー教室 		<ul style="list-style-type: none"> マタニティセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> マタニティスクール
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 幼児親子教室 栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> 5か月児セミナー(口腔ケア、離乳食、ブックスタート) 地域赤ちゃん教室 2歳6か月児歯科検診(フッ化物塗布) 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室 なかよしひろば 子育て講演会 ブックスタート事業 ★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布) ブラッシング指導 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ビカ☆教室 虫歯予防教室(保育所・幼稚園) 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室 歯みがき教室(保育所巡回)
(妊婦・申請時のみ) 家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦家庭訪問 新生児(未熟児含)訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児家庭訪問 保育所(園)、幼稚園訪問(要経過観察児) 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児(未熟児含)訪問指導 ハイリスク妊婦訪問 こんにちは赤ちゃん事業 健診事後家庭(保育園等)訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦家庭訪問(検診事後指導 他) 新生児(未熟児含)訪問 乳幼児家庭訪問(育児相談・健診事後指導訪問等) 	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん訪問 妊婦相談(訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん訪問 乳児家庭訪問(要フォロー児) 妊婦訪問 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児アンケート(要経過観察児) 自主グループ支援(コスモスキッズ) 歯みがき教室 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 お誕生会(満1歳) 外国人母子保健事業(通訳配置) 子育てグループ・子育てボランティアの育成 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進活動 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯のない子の表彰 母子保健関係者連絡会 保健推進員研修会 特定不妊治療費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療費助成事業 	

★は医療機関委託にて実施

(2) 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児等の訪問指導や小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5～7日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成25年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は3件でした。（表2）

表2 先天性代謝異常等検査

平成25年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
平成25年度出生数		622	645	7	75	159	1508
要精密検査者		1	2				3
要精密検査結果	異常なし		1				1
	異常あり	1	1				2
	経過観察						
	その他						

※出生数：市町村母子保健実施報告より（平成26年3月31日現在の出生数）

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的として昭和49年より実施され、平成17年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの11疾患群（平成17年度より）が対象です。対象年齢は18歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、保護者からの相談に対応しています。

管内の平成25年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は183件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患が続きます。（表3）

表3 小児慢性特定疾患医療受診券交付状況（疾病別）

各年度末現在

年度 疾病種別	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成25年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	25	21	23	26	27	7	12		3	5
慢性腎疾患	19	22	22	25	22	6	12			4
慢性呼吸器系 疾患	4	3	3	5	7	1	6			
慢性心疾患	16	19	20	25	24	10	11			3
内分泌疾患	59	63	61	52	52	14	25		3	10
膠原病	2	1	1	2	4	2	1			1
糖尿病	7	7	10	8	9	3	5		1	
先天性代謝 異常	11	13	11	10	12	4	6			2
血友病等 血液・免疫疾患	6	7	6	6	6	3	2			1
神経・筋疾患	11	14	13	14	16	8	6		1	1
慢性消化器疾患	5	5	5	4	4	1	3			
計	165	175	175	177	183	59	89		8	27

注) 慢性消化器疾患は平成17年度より疾患群に加わりました。

ウ 母子保健相談実施状況

平成 25 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について、家庭訪問および相談の実施状況は次のとおりです。(表 4、5)

表 4 母子保健相談状況

平成 25 年度

訪 問												電話相談 (延人員)	面 接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		その他		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
13	22	10	17	3	5	4	7	2	2	32	53	81	234

(地域保健事業報告より)

表 5 長期療養児・障害児相談状況

平成 25 年度

相 談										訪 問		電話相談 (延人員)
実人員	延 人 員									実人員	延人員	
	申請等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 栄 養	歯 科	その他	計			
204	297	2		2					301	13	23	93

(地域保健事業報告より)

エ 育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表 6)

表 6 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 25 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式)	臨床心理士(24回) 精神科医師(6回) 保健師 家庭相談員	親 実 8名 延 22名 子 実 6名 延 16名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12	子グループ (自由あそび)		親 実 12名 延 53名 子 実 12名 延 52名
合 計	24			親 実 20名 延 75名 子 実 18名 延 68名

オ 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは1年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。(表7)

表7 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外受精	顕微授精	
平成20年度	162	70	92	39
平成21年度	161	84	77	30
平成22年度	209	110	93	43
平成23年度	259	129	127	65
平成24年度	247	124	102	42
平成25年度	250	121	123	58

注) 体外受精および顕微授精に至る前に、治療を中断したものも含まれています。

16 難病対策

(1) 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

(2) 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成25年度

	開催年月日 会 場	対 象	参加数 (人)	内 容
1	平成25年7月20日 アイアイ鯖江	全疾患	12	・講演会「障害者総合支援法を知ろう！～難病患者と障害福祉サービスについて～」 ・ミュージックケア
2	平成25年11月21日 越前市文化センター	脊髄小脳変性症 多系統萎縮症	8	・個別医療相談会
3	平成26年3月13日 丹南健康福祉センター (武生福祉保健部)	免疫・膠原病系疾患	8	・個別医療相談会
合 計			28	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

	年度および市町名 疾患名	平成	平成	平成	平成	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
		22年度	23年度	24年度	25年度					
1	ベーチェット病	22	24	23	21	4	9	1	4	3
2	多発性硬化症	26	28	29	32	10	13		4	5
3	重症筋無力症	28	27	28	27	13	12			2
4	全身性エリテマトーデス	54	55	59	60	20	28		3	9
5	スモン	2	2	2	2	2				
6	再生不良性貧血	9	12	13	12	4	6			2
7	サルコイドーシス	28	30	29	29	5	12	2	5	5
8	筋萎縮性側索硬化症	8	8	7	6		3	2		1
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	48	48	54	55	20	23		6	6
10	特発性血小板減少性紫斑病	39	37	45	46	10	24	1	2	9
11	結節性動脈周囲炎	5	6	5	6	2	4			
12	潰瘍性大腸炎	149	162	176	186	64	98	2	9	13
13	大動脈炎症候群	6	5	5	4	1	1		1	1
14	ピュルガー病	7	7	7	7	2	3			2
15	天疱瘡	2	3	4	4	2	2			
16	脊髄小脳変性症	45	46	42	43	22	19		1	1
17	クローン病	37	41	46	51	18	27		1	5
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎									
19	悪性関節リウマチ	11	14	15	15	3	7	1	1	3
20	パーキンソン病関連疾患	185	195	207	225	82	102	4	14	23
21	アミロイドーシス	6	6	7	8	4	3			1
22	後縦靭帯骨化症	81	81	82	87	32	38	5	5	7
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	22	24	26	24	5	14		2	3
25	ウェゲナー肉芽腫症			1						
26	特発性拡張症心筋症	22	21	19	22	6	12	1	2	1
27	多系統萎縮症	20	22	19	19	5	11		1	2
28	表皮水泡症（接合部及び栄養障害型）	1	1	1	1		1			
29	膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	13	14	15	14	6	6			2
31	原発性胆汁性肝硬変	25	24	28	31	14	11	1	2	3
32	重症急性膵炎	2	4	5						
33	特発性大腿骨頭壊死症	19	23	26	25	4	16		3	2
34	混合性結合組織病	21	24	24	24	10	9			5
35	原発性免疫不全症候群		1	1	1		1			
36	特発性間質性肺炎	6	12	13	12	7	4		1	
37	網膜色素変性症	23	17	17	21	5	13		1	2
38	プリオン病									
39	肺動脈性原発性肺高血圧症	5	5	7	7		5			2
40	神経線維腫症	10	10	8	9	4	5			
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群	1	1	1	1		1			
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	4	5	5	2	2			1
44	ライソゾーム病	1	1	3	3	2			1	
45	副腎白質ジストロフィー									
46	家族性高コレステロール血症（ホモ結合体）									
47	脊髄性筋萎縮症	2	1	1						
48	球脊髄性筋萎縮症		1	1						
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	4	4	4	7	2	2		1	2
50	肥大型心筋症	5	6	6	6		3		1	2
51	拘束型心筋症									
52	ミトコンドリア病	2	2	2	2	1				1
53	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1		1			
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）		1							
55	黄色靭帯骨化症	4	4	8	11	4	5			2
56	間脳下垂体機能障害	11	12	13	14	8	3		2	1
	合計	1,023	1,078	1,141	1,187	406	559	20	73	129

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成10年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。診療班の構成員は、専門医、主治医、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

(4) 在宅難病患者家庭訪問事業

平成5年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表3 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成22年度	34	82	1,652	1,239
平成23年度	19	60	2,369	1,399
平成24年度	26	60	2,259	1,558
平成25年度	18	46	2,115	1,309

(5) 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当センターは事務局となり、活動を支援しています。

表4 患者会・家族の会等支援状況

平成25年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者および家族	平成8年度	4回	35名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者および家族	平成10年度	3回	30名

(6) 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表5 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成25年度

開 催 日	出席者	内 容
平成25年 12月26日	人工呼吸器等装着難病患者を在宅で支援している丹南管内の訪問看護ステーションや介護保険事業所等職員 13名 丹南健康福祉センター職員 4名	人工呼吸器等装着等難病患者の「災害時個別対応マニュアル」に関する検討
平成26年 2月10日	越前市職員 3名 丹南健康福祉センター職員 (武生福祉保健部) 2名	人工呼吸器等装着等難病患者の災害時支援について
平成26年 2月14日	鯖江市職員 2名 丹南健康福祉センター職員 4名	人工呼吸器等装着等難病患者の災害時支援について

(7) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院および長時間訪問看護を支援する事業を行っています。平成23年度からは、対象を気管切開をした重症難病患者に拡大しました。

平成25年度の対象者は5名で、介護者の休養などの理由により1名が一時入院を利用しました。

また、介護者の休養のため、2名が長時間訪問看護を定期的に利用しました。

17 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律および障害者自立支援法に基づき、当センターでは①精神障害者の診察および保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会適応訓練事業、④関係機関との会議・研修、⑤丹南地域自殺対策、⑥関係団体への支援等を行っています。

(1) 管内精神障害者の現状

ア 精神障害者診察および保護申請通報状況

表1 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況

項目 年度	通報等件数							処理状況		
	一般	警察官	検察官	保護観察 所長	矯正施設 所長	病院 管理者	計	措置 入院	措置 不要等	計
平成 21 年度	1	7	1		3		12	4	8	12
平成 22 年度	1	8	2				11	4	7	11
平成 23 年度		16	3		1		20	8	12	20
平成 24 年度		14	1		2		17	5	12	17
平成 25 年度		16	5		2		23	6	17	23

イ 精神障害者入院通院患者数

表2 入院通院患者数（市町別）

（人）

区分	市町	市町別					管内	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
入院 患者 数	平成 23 年度	170	224	7	25	59	485	2,090
	平成 24 年度	172	197	5	28	68	470	2,027
	平成 25 年度	155	204	6	23	62	450	2,006
通院 患者 数	平成 23 年度	1,554	1,764	67	224	567	4,176	20,138
	平成 24 年度	1,975	2,131	85	252	678	5,121	24,547
	平成 25 年度	1,998	3,392	133	423	714	6,660	25,643

注) 入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数（県内精神科病院15ヶ所の集計数）、通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）（福井県障害福祉課資料）

表3 入院形態別患者数（市町別）

平成 26. 3. 31 現在

市町 区分		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
		合計	計	155	204	6	23	62
	男	76	101	3	13	32	225	940
	女	79	103	3	10	30	225	1,066
措置 入院	計	1	2				3	6
	男	1	2				3	6
	女							
医療 保護 入院	計	72	70	2	6	33	183	942
	男	38	29	1	4	18	90	434
	女	34	41	1	2	15	93	508
任意 入院	計	82	132	4	17	29	264	1,058
	男	37	70	2	9	14	132	500
	女	45	62	2	8	15	132	558
そ の 他	計							
	男							
	女							

(福井県障害福祉課資料)

(2) 精神保健福祉活動状況

ア 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 精神科嘱託医師による相談状況（定例精神相談 第1・3木曜日）

年度	種別 実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
平成 23 年度	46	10	1	1	0	6	4	28	50
平成 24 年度	33	7	14	3	1	2	3	5	35
平成 25 年度	31	2	3	3	0	2	14	9	33

表5 面接相談状況（定例精神相談以外）

年度	種別 実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
平成 23 年度	69	6	20	1	0	2	25	75	129
平成 24 年度	71	4	93	3	0	0	19	36	155
平成 25 年度	82	1	43	6	0	3	58	57	168

表 6 訪問指導状況

年度	種別 実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
平成 23 年度	82	9	38	1	0	4	15	126	193
平成 24 年度	68	20	79	5	0	0	0	44	148
平成 25 年度	51	1	33	8	0	0	46	64	152

表 7 電話相談状況

年度	延人員
平成 23 年度	450
平成 24 年度	641
平成 25 年度	715

**表 8 コーディネート件数
(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)**

年度	延人員
平成 23 年度	650
平成 24 年度	482
平成 25 年度	356

イ 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表 9 社会適応訓練事業（年度内利用実人員）

協力事業所名	アイテック	ジャパンポリマーク	福井光器	みどりヶ丘病院
平成 23 年度	1	1	0	0
平成 24 年度	0	1	0	0
平成 25 年度	0	1	0	0

ウ 関係機関との連携

管内の関係機関との連携の強化、職員の資質向上を目的とした会議や事例検討会を開催しています。

表 10 会議および研修会

会議名、開催月日	内 容	助言者	参加人数	開催場所
精神保健福祉 連絡会議 (緊急支援) 平成 25 年 8 月 29 日	・各関係機関の業務説明 ・事例を通しての意見交換	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、精神科病院職 員、精神科救急情報 センター職員 13 名	丹南健康 福祉 センター
精神保健福祉 連絡会議 (緊急支援) 平成 26 年 2 月 6 日	・関係機関の相談体制につ いて ・処遇困難事例への支援お よび連携について	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、精神科病院職 員 8 名	丹南健康 福祉 センター
処遇困難 事例検討会 平成 25 年 6 月 6 日	・躁鬱病患者および家族支 援について	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	就労支援事業所職 員、訪問看護ステー ション職員、町担当 職員 5 名	丹南健康 福祉 センター
処遇困難 事例検討会 平成 26 年 1 月 16 日	・躁状態にある患者への受 診支援について	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、健康福祉セン ター職員等 9 名	丹南健康 福祉 センター
処遇困難 事例検討会 平成 26 年 2 月 20 日	・妄想性障害で近所に迷惑 行為を行う事例への対 応	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、健康福祉セン ター職員等 9 名	丹南健康 福祉 センター

(3) 丹南地域自殺対策

丹南地域では「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」をめざして、平成 21 年度から関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。

平成 23 年度には自殺予防を地域で展開するため、住民向けうつ病啓発紙芝居 2 種類（高齢者用「ポンポコ山の聞き耳ずきん」、中高年用「お父さん「ハイ」新聞」）を作成しました。

さらに、平成 24 年度には自殺のハイリスク者に対する支援として、弁護士、臨床心理士、消費者センター職員等で構成した悩みごと総合相談会を開催するとともに、自殺未遂者対応ワーキング会議を立ち上げ、自傷行為者の救急医療に携わる関係機関とともに、自殺未遂者の再企図予防や自死遺族に対する支援を検討しました。

また、救急医療機関関係者の支援技術を高めるために、25 年度には自殺未遂者対応に関する研修会を開催しました。

表 11 自殺予防体制の充実強化に関する会議開催状況

会議名	開催日	委員	活動内容
自殺対策ネットワーク会議	平成 25 年 7 月 19 日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院および市町保健担当者等 23 機関・団体 26 名	<ul style="list-style-type: none"> 管内の自殺の状況について これまでの経緯と取組みについて 今年度の新たな取組みについて 自殺予防対策全般における意見や課題について
市町自殺対策ワーキング会議	平成 26 年 1 月 17 日	市町保健担当者 5 機関 7 名	<ul style="list-style-type: none"> 各市町における自殺対策事業取組状況および情報交換
自殺未遂者等対応ワーキング会議	平成 26 年 3 月 27 日	管内救急医療機関、消防組合、自死遺族会、市町保健担当者等 16 機関 21 名	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防対策の現状について 自殺未遂者への対応に関する研修について 関係機関の連携について

表 12 丹南地域における自殺対策に関する相談会、研修会の開催状況

事業名	開催日	参加者	内容
悩みごと総合相談会	【第 1 回】 平成 25 年 9 月 22 日	①法律相談 4 件 ②こころの相談 4 件 ③職場や仕事に関する相談 3 件 ④健康や福祉全般に関する相談 4 件	会場：丹南健康福祉センター鯖江庁舎 相談対応者：弁護士、臨床心理士、社会保険労務士、福祉職員、保健師
	【第 2 回】 平成 26 年 3 月 8 日	①法律相談 3 件 ②こころの相談 3 件 ③多重債務に関する相談 1 件 ④健康や福祉全般に関する相談 5 件	会場：越前市福祉健康センター 相談対応者：弁護士、臨床心理士、社会保険労務士、福祉職員、保健師 その他：パネル展示（越前市のこころの健康フェアと共催で開催）
自殺未遂者対応研修会	平成 25 年 11 月 14 日	中村病院職員および 市町保健担当者 41 名	講義 「希死念慮や自殺企図歴のある患者への看護 ～死にたいと思う人にどう関わるか～」 講師：精神科認定看護師 畑 友子氏、横山 公恵氏
	平成 26 年 1 月 29 日	林病院職員および市町保健担当者 41 名	講 師：精神科認定看護師 畑 友子氏、横山 公恵氏
	平成 26 年 3 月 12 日	越前町国民健康保険織田病院職員 および市町保健担当者 90 名	意見交換 助言者：精神科認定看護師 畑 友子氏、横山 公恵氏 臨床心理士 齊藤 荘二氏
	平成 26 年 3 月 13 日	公立丹南病院職員および市町保健担 当者 40 名	
自殺対策相談支援学習会	平成 26 年 1 月 10 日	管内精神科医療機関、相談支援事業所、居宅介護支援事業所および市町保健担当者等 42 名	講義 「生活困窮者の現状と生活支援」 講師：社会福祉士事務所十色 代表 近藤 俊英氏
ゲートキーパー講習会	平成 25 年 9 月 30 日	武生理容組合会員 35 名	講義 「あなたもゲートキーパーの輪に加わりませんか？」 講師：丹南健康福祉センター職員
	平成 25 年 11 月 25 日	鯖江理容組合会員 45 名	講義 「あなたもゲートキーパーの輪に加わりませんか？」 講師：丹南健康福祉センター職員

(4) 関係団体への支援

ア 家族会支援

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取組みができるよう支援しています。

表 13 家族会の活動状況

平成 26. 3. 31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		31	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
四つ葉会		22	
芦山会		5	

イ 精神保健ボランティア支援

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等をしています。

表 14 精神保健ボランティアの会の活動状況

平成 26. 3. 31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会 (鯖江)		10	・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会 (武生)		22	

18 感染症対策

平成19年4月に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下「感染症法」という。）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われました。

平成20年5月には、新型インフルエンザ対策を充実するため、鳥インフルエンザ（H5N1）を指定感染症から2類感染症に位置づけ、鳥インフルエンザ（H5N1）に対する入院措置等の法的根拠が整備されました。

また、新型インフルエンザを感染症法に位置付け、感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請や外出自粛の要請を規定する法改正が行われました。

平成23年1月28日から4類感染症に「チクングニア熱」、5類感染症に「薬剤耐性アシネトバクター感染症」が追加され、平成25年3月4日から4類感染症に「重症熱性血小板減少症候群」が追加されました。

また、平成25年4月1日から5類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」「侵襲性肺炎球菌感染症」が追加され、平成25年5月6日からは、鳥インフルエンザ（H7N9）が指定感染症として位置づけられました。

(1) 感染症発生届出および対応状況

1類～4類感染症の患者または無症状病原体保有者および新感染症にかかっていると疑われる者、厚生労働省令で定める5類感染症の患者を診断したときは、医師から保健所に届出があります。

当健康福祉センターでは、発生届を受理後、感染症の発生状況や原因等を明らかにする必要がある場合は疫学調査を行うとともに、感染拡大防止のために健康診断等を勧告するなど、迅速かつ的確な対応を行っています。

また、全数報告が義務付けられている感染症以外の5類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や医療機関等から集団発生に関する報告や相談があった場合、当健康福祉センター職員が訪問調査を行い感染拡大防止の指導を実施しています。一般住民や関係機関等からの感染症に関する電話相談についても随時対応しています。

表1 感染症発生届出件数

平成25年度

感染症類型	感染症名	件数
1類	なし	なし
2類	結核	33
3類	腸管出血性大腸菌感染症	9
4類	レジオネラ症	2
5類（全数報告）	侵襲性肺炎球菌	3
	風しん	3
	破傷風	1

注）1類～4類感染症は、全数直ちに届出が必要、5類感染症は全数届出と定点報告があり、7日以内に届出が必要です。

表2 感染症対応件数

平成 25 年度

感染症名	対応件数
結核	33
腸管出血性大腸菌感染症	9
レジオネラ症	2
破傷風	1
侵襲性肺炎球菌	3
麻疹（疑い）・風疹	6
インフルエンザ	2
感染性胃腸炎	3
鳥インフルエンザ（H7N9）疑い	2
細菌性赤痢、パラチフス、麻疹	3 (県外からの調査依頼により対応)

表3 電話等相談件数

平成 25 年度

感染症名	相談件数
鳥インフルエンザ（H7N9）	1
腸管出血性大腸菌感染症	5
狂犬病	1
重症熱性血小板減少症候群	2
オウム病（疑い）	2
風疹	2
インフルエンザ	4
感染性胃腸炎	4
水痘症	2
流行性耳下腺炎	1
高病原性鳥インフルエンザ	5

(2) ライフステージ別感染症教室

結核、感染症等に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・講演会等を開催しました。

表4 感染症教室の実施状況

平成25年度

	開催年月日	内 容	対 象	参加数 (人)
1	平成25年8月26日	感染症予防対策について	老人保健施設職員	21
2	平成25年10月26日	感染症予防対策について	保育職員	13
3	平成25年11月11日	感染症予防対策について	介護福祉職員	20
4	平成25年12月5日	インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策	保育園等の施設管理者および感染管理責任者	33
5	平成25年12月6日	感染症対策について	老人福祉施設職員	50
6	平成25年12月11日	施設内の感染症対策について	高齢者等施設管理者および感染管理責任者	88
7	平成25年12月17日	感染症の知識と予防対策	介護福祉職員	13
8	平成26年2月14日	感染症の知識と予防対策	保育職員	15
9	平成26年2月17日	感染症の知識と予防対策	保育職員	19
10	平成26年2月18日	感染症の知識と予防対策	保育職員	11
11	平成26年2月28日	感染症予防対策について	介護福祉職員	6

(3) 新型インフルエンザ対策

病原性が高い新型インフルエンザや新感染症に対して、国民の生命や健康を保護し、国民の生活・経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

本法では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画や発生時における緊急事態措置等について定めるなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化が図られています。

県では、平成25年12月に「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示しました。

「行動計画」では、発生前の段階から、健康福祉センター単位で市町、郡市医師会および医療機関等の関係者からなる「新型インフルエンザ地域調整会議」を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について具体的な検討を進めることとされています。

これらのことを踏まえて、平成 25 年度の新型インフルエンザ地域調整会議では、「行動計画」の概要について説明するとともに丹南地域において患者が発生した場合の医療体制等について、意見交換等を行いました。

表 5 新型インフルエンザ地域調整会議等実施状況

平成 25 年度

実施日・場所	出席者	内 容
平成 26 年 2 月 20 日 (木) 19:00～20:30 丹南健康福祉センター 鯖江庁舎	郡市医師会、歯科医師会、薬剤師会、感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について ・ 特定接種について ・ 丹南地域の医療体制等について ・ 意見交換

(4) エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下「感染症法」という。）に統合され、平成 15 年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

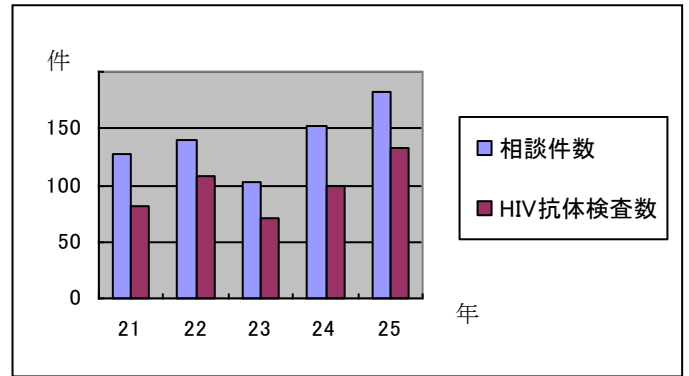
当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を実施しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」（平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき月 2 回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成 22 年 6 月からは月 3 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、休日エイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」（平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

平成 25 年度も平成 24 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表 6 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況（単位：件）

区分 年度	相談件数	HIV 抗体検査数
平成 21 年度	128 (20)	82 (20)
平成 22 年度	140 (43)	108 (42)
平成 23 年度	102 (40)	70 (40)
平成 24 年度	153 (39)	99 (39)
平成 25 年度	183 (66)	132 (59)



注) () 内は夜間相談・検査件数で内数

表 7 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

区分 年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成21年度	145	95	173	90
平成22年度	72	68	39	36
平成23年度	66	62	30	25
平成24年度	95	85	93	78
平成25年度	138	124	133	112

(5) 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎、C型肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患です。以前は治療の難しい病気とされていましたが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成 20 年 4 月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成 21 年には肝炎対策基本法が制定されました。

平成 22 年 4 月からは、患者の自己負担額が引き下げられ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象となるとともに、インターフェロン治療の 2 回目の制度利用が認められました。平成 24 年 1 月 17 日に C型肝炎のペグインターフェロン、リバビリンおよびテラプレビル、平成 25 年 11 月 19 日にはペグインターフェロン、リバビリンおよびシメプレビルによる 3 剤併用療法が助成対象に追加されました。今後も新薬の開発等によって、肝炎患者に対する助成の範囲が拡大されていくことと思われます。

表 8 肝炎治療助成に関する申請件数（単位：件）

平成 25 年度

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請 (うち 3 剤併用療法)	24 (14)
	2 回目の制度利用	0
	助成期間の延長申請 (副作用による中断による)	1
	助成期間の延長届出	0
核酸アナログ製剤治療	新規申請	17
	更新申請	97

(6) 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。

平成 25 年度の予防接種法の一部を改正する法律により、A 類疾病に Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症が追加されました（ヒトパピローマウイルス感染症の積極的な勧奨は差し控えられています）。

表 9 定期予防接種実施状況

種 別		年 度		平成 25 年度					
				鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白 髄炎 (ポリオワクチン)	第 1 回	実施数		682	746	15	94	182	
		率(%)		96.2	97.8	100.0	100.0	99.5	
	第 2 回	実施数		681	745	15	94	181	
		率(%)		96.1	97.6	100.0	100.0	98.9	
百日咳、 ジフテリア、 破傷風 (DPT ワクチン)	第 1 期	第 1 回	実施数		677	744	15	94	181
			率(%)		95.5	97.5	100.0	100.0	98.9
		第 2 回	実施数		675	742	15	94	180
			率(%)		95.2	97.2	100.0	100.0	98.4
	第 3 回	実施数		667	732	14	88	179	
		率(%)		94.1	95.9	93.3	93.6	97.8	
1 期 追加	実施数		658	721	14	88	172		
	率(%)		92.8	94.5	93.3	93.6	94.0		
ジフテリア、 破傷風 (DT トリボド)	第 2 期	実施数		665	795	19	109	185	
		率(%)		89.3	94.1	86.4	95.6	91.1	
麻しん 風しん (MR ワク チン)	第 1 期	実施数		638	652	7	76	162	
		率(%)		96.5	97.5	77.8	95.0	97.0	
	第 2 期	実施数		654	743	11	90	207	
		率(%)		95.2	96.5	78.6	96.8	93.2	
日本脳炎 (日本脳炎 ワクチン)	1 期 初回	第 1 回	実施数		656	719	18	88	164
			率(%)		86.4	87.8	100.0	92.6	78.5
	第 2 回	実施数		627	688	18	86	152	
		率(%)		82.6	84.0	100.0	90.5	72.7	
	1 期追加	実施数		519	546	10	78	120	
		率(%)		68.4	66.7	55.6	82.1	57.4	
2 期	実施数		25	118	6	20	3		
	率(%)		3.4	14.0	27.3	17.5	1.5		
結核 (BCG ワクチン)		実施数		662	666	12	67	160	
		率(%)		99.1	97.7	100.0	98.5	98.8	
Hib (ヒブワクチン)		実施数		463	455	15	59	95	
		率(%)		65.2	62.3	100.0	63.4	44.8	
肺炎 (小児用肺炎球菌ワクチン)		実施数		504	488	8	63	109	
		率(%)		71.0	66.8	53.3	67.7	51.4	
インフルエンザ (インフルエンザワクチン)		実施数		8,479	11,582	827	2,282	3,894	
		率(%)		51.8	54.0	65.4	65.9	58.2	

※資料：定期予防接種実施状況調査（県健康増進課）

麻しん風しんの第 3 期、および第 4 期の接種は平成 24 年度で終了した。

19 結核予防・対策

結核予防法は、平成19年4月1日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

結核は、医療や生活水準の向上により薬で完治できるようになりましたが、日本ではいまだ毎年2万人を超える新しい結核患者が発生しており、主要な感染症です。

(1) 結核登録者の状況

平成25年は、27名の結核患者が発生し、そのうち70歳以上の高齢者が13名で、高齢者の発病が増加しています。（表1～3）

表1 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別） (人)

市町	年	登録者数			新登録者数		
		平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
鯖江市		17(8)	15(11)	22(15)	10(6)	9(4)	13(8)
越前市		21(2)	23(8)	25(9)	12(0)	9(7)	11(1)
池田町		0	0	1(0)	0	0	1(0)
南越前町		3(0)	2(0)	2(0)	0	1(0)	1(0)
越前町		8(1)	8(3)	6(3)	4(0)	3(3)	1(0)
管内計		49(11)	48(22)	56(27)	26(6)	22(14)	27(9)
県計		237(66)	240(101)	-	124(48)	99(64)	-
管内罹患率 (人口10万対)		新登録者数			13.7	11.6	-
		潜在性結核感染者数			3.2	7.4	-
県罹患率 (人口10万対)		新登録者数			15.4	12.4	-
		潜在性結核感染者数			6.0	8.0	-

注) 平成25年県計、罹患率は平成26年6月末現在未公開。()内は潜在性結核感染症者数。

表2 平成25年結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別） (人)

活動性 分類	活動性結核															(別掲) 潜在性結核 感染症		
	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性					
				喀痰塗抹陽性			その他菌陽性			菌陰性その他								
年齢別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4																	1	1
5～9	1		1										1		1			
10～14																		
15～19		1	1		1	1												
20～29	1		1							1		1					2	2
30～39		4	4		1	1		3	3							1	1	2
40～49	1	1	2				1		1		1	1					1	1
50～59	1	2	3				1	1	2					1	1		3	3
60～69	1	1	2	1		1		1	1									
70～	8	5	13	1		1	3	3	6	2		2	2	2	4			
計	13	14	27	2	2	4	5	8	13	3	1	4	3	3	6	1	8	9

表3 平成25年結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

(人)

市町	総数			0～19		20～29		30～39		40～49		50～59		60～69		70～	
	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	5 (1)	8 (7)	13 (8)		1	1			3 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (3)		1	2	2	
越前市	5	6 (1)	11 (1)	1					1				2	1		3	3
池田町	1		1													1	
南越前町	1		1													1	
越前町	1		1													1	
計	13 (1)	14 (8)	27 (9)	1	1 (1)	1			4 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (3)	2	1	1	8	5

注) () 内は潜在性結核感染者数。

(2) 結核健康診断

ア 結核定期の健康診断

結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）、学校（大学・高校・専修学校等）、矯正施設その他の施設（社会福祉施設等）についてはその長が、それ以外の一般住民（65歳以上および自治体が必要と認める者）は市町長が実施義務者となり、健康診断が実施されています。

表4 平成25年度定期の健康診断受診者数

(人)

年度	区分	間接・直接撮影		BCG接種	
		対象者数	受診者数(受診率)	対象者数	接種者数
	事業者	5,843	5,610(96.0%)		
	学校長	2,434	2,434(100%)		
	施設長	917	857(93.5%)		
市町 村長	鯖江市	13,044	3,406(26.1%)	570	518
	越前市	21,084	4,307(20.4%)	636	609
	池田町	1,199	689(57.5%)	5	5
	南越前町	3,540	723(20.4%)	71	67
	越前町	6,602	1,208(18.3%)	132	131

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設、市町からの実施報告

イ 接触者健康診断

健康診断は、問診、ツベルクリン反応検査、胸部X線検査、IGRA検査（QFT検査・Tスポット検査）、診察を効果的に組み合わせることにより、接触者の感染や結核発病の有無、感染源・経路の探求等を目的に実施しています。

表5 接触者健康診断実施状況 (人)

年度	区分	受診者			検査結果	
		ツベルクリン 反応検査	胸部X線 検査	IGRA 検査	要医療	異常なし
平成21年度		3	96	33	5	127
平成22年度		12	59	171	9	233
平成23年度		0	86	590	10	666
平成24年度		3	93	70	10	156
平成25年度		8	61	206	2	275

(3) 結核患者の管理

ア 結核医療

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものとがあります。

表6 入院勧告患者数の推移(法第37条分)

年	区分	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成21年		3	18	20	1
平成22年		1	17	14	4
平成23年		4	17	20	1
平成24年		1	16	15	2
平成25年		2	13	11	4

表7 結核医療費公費負担承認状況(法第37条2項分)

年	区分	申請 件数	合格 件数	承認件数および被保険者別								不承認 件数	
				総計	健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢		他
					本人	家族	一般	退・本	退・家				
平成21年		65	64	64	8	8	21	1	0	0	26	0	1
平成22年		54	53	53	8	10	12	1	0	0	22	0	1
平成23年		54	54	54	8	6	15	1	0	0	24	0	0
平成24年		53	53	53	13	5	7	0	0	2	25	1	0
平成25年		40	40	40	12	1	8	0	0	0	19	0	0

イ 精密検査（管理検診）

結核患者及び結核回復者に対して、再発の有無を確認するため、状況の把握と健康管理を実施しています。

平成 25 年度の精密検査対象者は 76 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 8 名に対し保健所で検査を実施しました。60 名が経過観察を継続することとなり、15 名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表 8 精密検査受診状況

区分 年度	検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治癒
平成 21 年度	60	5	60(医療機関実施を含む)	100.0	0	29	31
平成 22 年度	56	5	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	40	16
平成 23 年度	50	9	46(医療機関実施を含む)	92.0	1	28	17
平成 24 年度	51	11	50(医療機関実施を含む)	98.0	0	43	7
平成 25 年度	76	8	67(医療機関実施を含む)	98.7	0	60	15

(4) 地域 DOTS 事業

結核患者が確実に服薬することにより、結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性菌の発生を予防することを目的に平成 17 年 4 月から実施しており、平成 24 年 4 月から結核登録患者全員を対象として訪問や連絡等で服薬支援を実施しています。

定期的に患者が通院する医療機関と地域 DOTS カンファレンスを開催し、服薬支援状況や受療状況を共有しています。また、毎年コホート検討会を開催し、前年度の DOTS 対象者の治療成績や、治療中断・失敗事例の分析等を実施し、地域 DOTS の方法や内容・活動の評価、結核対策全般の課題について検討しています。

表 9 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 21 年度	42(14)	113(44)	25	325
平成 22 年度	39(18)	140(39)	52	49
平成 23 年度	29(14)	59(20)	12	251
平成 24 年度	37(37)	64(64)	19	186
平成 25 年度	57(57)	105(105)	5	191

注) () 内は、DOTS 実施再掲

表 10 地域 DOTS 事業治療成績

区分 年度	治癒	治療 完了	死亡		失敗	脱落	転出	12 か月を超 える治療	判定 不能	計
			結核	結核外						
平成 21 年	2	3	3	2		2				12
平成 22 年	5	1		4						10
平成 23 年	4	2	2	2				2		12
平成 24 年	1	13	2	3		2				21
平成 25 年	5	19	1	4		2	1			32

20 石綿（アスベスト）対策

(1) 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成17年7月28日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

(2) 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた方およびそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して迅速な救済を図るために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日公布）に基づき創設されました。

表1 石綿健康相談件数および石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
平成21年度	8	4
平成22年度	7	1
平成23年度	1	1
平成24年度	1	1
平成25年度	0	0

21 食品衛生

(1) 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より36施設減少し、4,188施設です。

主な業種は飲食店営業（47.4%）、喫茶店営業（14.6%）、乳類販売業（11.9%）、魚介類販売業（6.8%）となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

平成26.3.31現在

業種	項目	平成24年度	平成25年度					監視件数	
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町		越前町
飲食店営業	一般食堂・レストラン	718	740	247	358	14	37	84	342
	仕出し屋・弁当屋	274	276	91	135	10	12	28	194
	旅館	124	117	9	8	4	27	69	47
	その他	879	854	263	401	9	35	77	419
	小計	1,995	1,987	610	902	37	111	258	1002
	菓子（パンを含む）製造業	262	264	81	124	16	12	22	199
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	3
	魚介類販売業	284	284	74	112	9	22	56	193
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	5
	魚肉ねり製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	食品の冷凍・冷蔵業	7	8	0	6	0	0	2	7
	缶詰または瓶詰食品製造業	4	4	0	2	0	0	2	4
	喫茶店営業	604	611	230	290	6	27	62	183
	あん類製造業	2	1	0	1	0	0	0	4
	アイスクリーム類製造業	57	54	14	26	1	6	7	70
	乳類販売業	527	497	173	226	6	27	62	255
	食肉処理業	5	6	0	2	3	1	0	3
	食肉販売業	264	257	71	118	5	21	38	191
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	21	21	4	9	3	3	2	12
	醤油製造業	8	9	3	5	0	0	1	5
	ソース類製造業	4	4	2	2	0	0	0	3
	酒類製造業	11	11	3	2	0	4	2	3
	豆腐製造業	24	23	4	10	1	3	5	13
	納豆製造業	3	3	1	1	1	0	0	1
	めん類製造業	30	29	4	14	4	5	2	15
	そうざい製造業	83	87	13	37	11	4	22	61
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	8	8	2	4	0	1	1	6
	氷雪製造業	3	2	0	2	0	0	0	2
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	3
		4,224	4,188	1,294	1,902	104	255	537	2,244

注）市町別施設数については露店、移動店舗および自動車による移動販売による許可は除く

(2) 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表 2 のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成 25 年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 平成26. 3. 31現在

業種		項目	平成 24 年度 施設数	平成 25 年度 施設数	監視件数
給食施設	学 校		34	34	37
	病院・診療所		24	25	15
	事業所		2	4	2
	その他		95	98	56
合 計			155	161	110

(3) 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表 3 のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業といった魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、こうした地域では漬物製造業の営業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表 3 福井県食品衛生条例営業施設等数

業 種	平成26. 3. 31現在	
	平成 24 年度	平成 25 年度
魚介類加工業	47	46
漬物製造業	43	45
合 計	90	91

業 種	平成26. 3. 31現在	
	平成 24 年度	平成 25 年度
魚介類行商営業	71	70

(4) 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況 **平成26. 3. 31現在**

区分	調理師				製菓衛生師			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
試験受験者	98	83	101	98	9	18	18	19
試験合格者	46	39	45	59	7	9	9	10
合格率(%)	46.9	47.0	44.6	62.1	77.8	50.0	50.0	55.6
免許登録者	100	61	73	85	15	12	14	8

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

(5) 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成25年度の試験検査の結果は表5のとおりです。県指導基準不適合が2件、遺伝子組換原料混入が1件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表5 食品等の収去検査結果 **平成26. 3. 31現在**

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適合数	衛生規範・県指導基準不適合数	違反内容
春の行楽地対策	4	12		2	県指導基準(2)
物残 質留	鶏卵	5	1		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	7	2			
輸入加工食品	8, 10	4			
夏期食品一斉取締り	6~7	42			
野菜検査	6~9	5			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	12			
添加物表示対策	9	4			
年末食品一斉取締り	11~12	39			
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換食品	1	2	1		遺伝子組換原料混入(1)
アレルギー特定原材料	2	4			
合計		139	1	2	

(6) 食中毒発生状況

平成 21 年度からの食中毒の発生状況は表 6 のとおりです。

平成 25 年度は、飲食店においてノロウイルスによる食中毒が 1 件、原因不明の食中毒が 2 件発生しました。

野生きのこは、素人が判断、調理するのは大変危険です。

表6 食中毒発生状況

平成26. 3. 31現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備 考
平成 22 年度	4	18	4	越前町	不明（飲食店）
		1	1	越前町	きのこ毒（ニガクリタケ）（家庭内）
		43	5	越前町	ノロウイルス（飲食店）
		22	3	鯖江市	不明（飲食店）
平成 23 年度	2	6	6	越前町	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
平成 24 年度	2	1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		12	2	鯖江市	ノロウイルス（飲食店）
平成 25 年度	3	20	6	越前市	不明（飲食店）
		22	8	越前市	ノロウイルス（飲食店）
		17	4	越前町	不明（飲食店）

(7) 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表 7 のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表 7 衛生講習会実施状況

平成 26. 3. 31 現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖 江 市	9	732	7	284
	越 前 市	9	786	5	156
	池 田 町	1	33		
	南越前町	2	79		
	越 前 町	2	200		
	合 計	23	1,830	12	440

(8) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表 8 のとおりです。

HACCP 手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成 21 年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。

平成 25 年度は新規に 4 施設を認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

平成26. 3. 31現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)メテイカルサービス さばえ ・すみよし ・ハーツさばえ ・(株)マイクック	・(株)大江戸 ・アストホール国高 ・ハーツたけふ				7
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション病院	・中村病院 ・(有)大人 ・笠原病院日清事務所		・介護老人福祉施設 ほのぼの苑		6
そうざい製造施設	・ハーツさばえ	・新珠食品 ・ハーツたけふ	・おこもじ屋	・ほっと今庄		5
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設				・ほっと今庄		1
飲食店提供施設		・ガーデンクラブベルナル				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ポーションジヤム製造施設		・重松産業				1
ピザソース製造施設		・重松産業				1
食肉加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
魚介類加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
合計	9	14	2	4		29

22 生活衛生

(1) 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表 1 のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

(2) 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表 1、2 のとおりです。

平成 19 年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成 20 年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には 22 の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表 1 施設数（営業六法および温泉関係）

平成 26. 3. 31 現在

業種		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	71	101	5	13	28	218	
	美 容 所	150	185	2	21	37	395	
	ク リ ー ニ ン グ 所	13	29			7	49	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	102	114	3	10	20	249	
	公 衆 浴 場	8	14	1	6	9	38	
	興 行 場	3	4				7	
	旅館	ホ テ ル	7	3				10
		旅 館	12	22	3	22	63	122
		簡易宿所・下宿	1	25	4	15	39	84
		特 例 旅 館					2	2
	小 計	20	50	7	37	104	218	
温泉	源 泉 数	3	4	2	3	10	22	
	動 力 装 置 設 置 数	2	3	2	3	6	16	
	温 泉 採 取 施 設 数	3	1	3	3	9	19	
	利 用 施 設 数	3	6	2	5	49	65	

表 2 立入件数（営業六法および温泉関係）

平成 26. 3. 31 現在

業種		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所		64				64	
	美 容 所	49	22			28	99	
	ク リ ー ニ ン グ 所					1	1	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	1	1				2	
	公 衆 浴 場	4	4		1	5	14	
	興 行 場		1				1	
	旅館	ホ テ ル	1					1
		旅 館		2		6	21	29
		簡易宿所・下宿		1		2	10	13
		特 例 旅 館					2	2
	小 計	1	3		8	33	44	
温泉	源 泉							
	動 力 装 置 設 置							
	温 泉 採 取 施 設							
	利 用 施 設	2	2			16	20	

(3) 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成25年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を4回開催しました。

(4) 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。なお、専用水道・簡易専用水道等の業務については、平成25年4月1日に知事から各市長・越前町長へ権限移譲されました。

(5) 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

(6) 墓地埋葬関係

墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）では、埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生や公共の福祉の観点から支障なく行われるように、墓地、納骨堂または火葬場の管理および埋葬等について規定を設けています。また、墓地、納骨堂または火葬場の経営は、永続性や公共性の確保の観点から原則として地方公共団体、公益法人、宗教法人、地縁団体に限られており、市町長の許可が必要です。

これまではセンターが主体となって、市町と連携し墓地埋葬法の趣旨の徹底を図ってきましたが、法改正により平成24年4月1日から事務が市町へ移譲されました。

表3 浄化槽、水道、特定建築物関係施設数

平成26.3.31現在

種類	市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
	浄化槽	単独処理	1808	8089	32	156	587
合併処理		835	5363	53	180	104	6535
合計		2643	13452	85	336	691	17207
水道	上水道	1	1		1	1	4
	簡易水道		4	5		8	17
	飲料水供給施設			3	1	1	5
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	76	41		6	15	138
特定建築物	16	25	1	1	4	47	

23 大気、水環境等保全対策

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） 平成26.3.31現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1項	ボイラー	工場数	36	60		3	14	113
		施設数	107	118		5	24	254
5項	金属溶解炉	工場数	1	1				2
		施設数	1	1				2
6項	金属加熱炉	工場数		1				1
		施設数		2				2
9項	焼成炉溶解炉	工場数	1	9			3	13
		施設数	1	10			7	18
10項	反応炉	工場数		1				1
		施設数		1				1
11項	乾燥炉	工場数	3	7		1	1	12
		施設数	6	12		2	1	21
13項	廃棄物焼却炉	工場数	1	4				5
		施設数	2	5				7
19項	塩素反応施設	工場数						
		施設数						
29項	ガスタービン	工場数	1	2				3
		施設数	1	2				3
30項	ディーゼル機関	工場数	8	14		4	2	28
		施設数	9	18		8	2	37
31項	ガス機関	工場数					1	1
		施設数					1	1
合計		工場数	45	87		8	20	160
		施設数	127	169		15	35	346

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） 平成26.3.31現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	9
		施設数	8	4	12
3項	ベルトコンベア	工場数	2	3	5
		施設数	2	17	19
4項	破碎機・摩砕機	工場数	2	4	6
		施設数	2	12	14
5項	ふるい	工場数		2	2
		施設数		1	1
合計		工場数	6	4	10
		施設数	12	34	46

*南越前町分については、平成25年4月1日から南越前町役場に事務移譲されました。

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 平成26.3.31現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数		1	1
			施設数		8	8
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数		1	1
			施設数		1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2		2
			施設数	9		9
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1		1
			施設数	1		1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	8	8	19

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

平成 26. 3. 31 現在

施設種類		排水区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1					1
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	5		2	14	26
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	6	4				10
		50未満	7	14				21
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上		18				18
		50未満		48				48
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25, 26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	1					1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	1			1	3
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50以上	1			1		2
		50未満	3	2	4		2	11
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		2	2		1	5
		50未満	9	7			2	18
66	電気めっき施設	50以上	4	1			1	6
		50未満	13				2	15
66の3	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	42	55	154
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	2					2
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	8				12
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		3				3
71	自動式車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	30	1	2	4	56
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	7	15	1	5	9	37
		50未満		2				2
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1					1
		50未満						
合計		50以上	24	52	4	9	16	105
		50未満	100	194	9	53	94	450

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。

上段：排水量 50m³/日以上の事業場数 下段：排水量 50m³/日未満の事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

平成 26. 3. 31 現在

種 施 類 設	施設能力	市町名	鯖江市	越前市	池田町	越前町	合 計
廃 棄 物 焼 却 炉	2 t 以上 ～4 t 未満	事業場数	1	2			3
		施設数	2	3			5
	200kg 以上 ～2 t 未満	事業場数		3			3
		施設数		3			3
	100kg 以上 ～200kg 未満	事業場数	4	2		1	7
		施設数	6	2		1	9
	50kg 以上 ～100kg 未満	事業場数		2			2
		施設数		2			2
	50kg 未満、 0.5m ² 以上	事業場数					
		施設数					
	合 計	事業場数	5	9		1	17
		施設数	8	10		1	21

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 26. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合計
大気・水質特定工場	2	1		3
大気特定工場	1			1
水質特定工場	2	3	1	6
合 計	5	4	1	10

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 26. 3. 31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	8	10	0	2	20
汚水に係る特定施設	0	1	0	0	1
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合 計 事 業 場 ※	9	14	2	2	27

注) 事業場に施設が複数ある場合があるので施設の合計と事業場の合計は一致しません。

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表 8 のとおりで、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 25 年度

項 目	立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
				改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	61	4	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	14	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	101	67	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	14	1	0
	水質特定施設	2	0	0
合 計	192	72	9	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

(ア) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 25 年度は、センター管内で概況調査 16 地点、継続監視調査 67 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成 25 年度はセンター管内で大気 2 地点、土壌 4 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、県内いずれかの測定局で午前 5 時～7 時の 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、午前 5 時～12 時の 1 時間値の平均値が $75 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、県下全域に注意喚起を行っています。なお、平成 26 年 2 月には、本県で初めて、注意喚起を実施しました。

イ 水質

平成 25 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 9 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 9 水質事故等件数

平成 25 年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	12 (8)	4 (3)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	19 (14)
魚へい死事故	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
その他	1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
合計	13 (9)	11 (7)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	27 (19)

() は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 10 のとおりであり、水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 10 苦情件数

平成 25 年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	3	3		3	9	
		不法投棄	2	3	1	2	8	
		小計	5	6	1	2	3	17
	環境保全	大気汚染	1					1
		水質汚濁	13	11		3		27
		騒音	1					1
		振動						
		悪臭						
		小計	15	11		3		28
	合計	20	17	1	5	3	45	

24 廃棄物対策

県では、平成 23 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・ 化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 27 年度で 840 g とする。
(平成 20 年度で 925 g)
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 25.7% とする。
(平成 20 年度で 19.0%)

2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 27 年度で 305 万トンとする。
(平成 20 年度で 302 万 4 千トン)
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 52.9% とする。
(平成 20 年度で 51.3%)
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 27 年度で 5 万 2 千トンとする。
(平成 20 年度で 7 万 4 千トン)

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・ リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数（管内）：10 件（平成 25.3.31 現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成6年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・不法投棄等連絡員や不法投棄110番などによる迅速な情報収集
- ・重点監視場所の設定と継続監視
- ・夜間および休日パトロール（夜間：30回 休日：36回）
- ・県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成25年度末におけるそれぞれの許可件数は、表1～表3のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB法

PCBを含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・平成25年度末現在届出施設数：149施設

なお、これらのPCBを含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成20年11月からその処理が開始されています。

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成25年度末における化製場等の施設数は、表4のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成25年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

平成26.3.31現在

施設種別	平成25年度						平成24年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	2	3				5	5
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	4	6			2	12	12

表2 産業廃棄物処理施設数

平成26.3.31現在

施設種別	平成25年度						平成24年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		1				1	1
汚泥の焼却施設		2				2	2
中和施設							
油水分離施設							
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破砕施設	4	9			3	16	16
廃プラの破砕施設		5				5	5
廃プラの焼却施設	2	2				4	4
シアンの分解施設							
その他の焼却施設		2				2	2
合計	6	23			3	32	32

表3 産業廃棄物処理業者数

平成26.3.31現在

業種種別	平成25年度							平成24年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	11	22			5		38	38
特管産廃処分業	2	2					4	4
産廃収集運搬業	44	74	1	3	22	70	214	217
特管産廃収集運搬業	6	5				28	39	42
合計	63	103	1	3	27	98	295	301

表 4 化製場等施設数

平成 26. 3. 31 現在

施設種別	平成 25 年度				平成 24 年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	8	11	1	20	20
化製場準用施設		1		1	1
合計	8	12	1	21	21

表 5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

平成 26. 3. 31 現在

業種種別	平成 25 年度						平成 24 年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	39	75	3	8	17	142	142
フロン類回収業	8	19	3		4	34	34
解体業	1	3			1	5	5
破砕業	1	2			1	4	4
合計	49	99	6	8	23	185	185

25 動物愛護管理行政

(1) 動物による危害防止対策

「動物の愛護及び管理に関する法律」ならびに「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容および犬猫の適正飼育についての指導状況は表 1 のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表 2 のとおりです。苦情件数は毎年微増しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表 1 犬猫に関する捕獲等の状況

平成 26. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の譲渡頭数 (猫の譲渡頭数)	咬傷件数
平成 23 年度	61	57 (168)	35	47 (33)	6
平成 24 年度	53	25 (146)	18	51 (61)	7
平成 25 年度	65	29 (95)	36	62 (89)	6

表 2 犬猫に関する苦情等の状況

平成 26. 3. 31 現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
平成 23 年度	61	18	25	27	0	6	64	201
平成 24 年度	72	20	36	15	4	8	57	269
平成 25 年度	51	11	34	7	1	3	79	186

(2) 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、30施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

平成26.3.31現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
平成24年度	82	10	133	15	72	110	396
平成25年度	69	15	121	35	88	79	409

表4 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

平成26.3.31現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動 物 取 扱 業 の 内 訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
平成23年度	28	19	15	2	0	0	2
平成24年度	30	19	17	2	0	0	2
平成25年度	30	20	18	2	0	0	2

26 地域保健・福祉・環境関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に研修を開催しました。

(1) 企画検討委員会

健康福祉センターの医幹および職員、管内市町の保健・福祉・環境関係の職員が委員となり、地域特性を踏まえた研修の企画・立案、研修実績の評価・検証をしています。

表 1 企画検討委員会開催状況

開催日	検討内容
平成 25 年 5 月 28 日	平成 24 年度研修事業の実施状況について 平成 25 年度研修事業の計画策定について
平成 26 年 3 月 17 日	平成 25 年度研修事業の実施状況について 平成 26 年度研修事業の計画について

(2) 一般研修

知識の習得、判断力や技術の向上を目的として、以下のとおり研修を開催しました。

表 2 一般研修内容

実施日	内 容	講 師 等	参加人数
平成25年5月15日 丹南健康福祉 センター	異動・新規採用職員研修 講義	丹南健康福祉 センター 職員	県 12名 市町 8名 計 20名
平成25年9月10日 丹南健康福祉 センター	災害発生時の備え PART 1 『避難所運営ゲーム(HUG)から学ぶ』 演習	丹南健康福祉 センター 職員	県 14名 市町 7名 計 21名
平成25年9月24日 福井健康福祉 センター	【嶺北地域合同開催】 [災害時の対応 東日本大震災災害医療支援検証から] 講演 『東日本大震災時の支援の実際から学 ぶ～地域防災対策の今後に向けて～』	福井大学医学部 地域医療推進講座 山村 修氏	県 2名 市町 7名 計 9名 ※管内参加数
平成25年12月3日 丹南健康福祉 センター	災害発生時の備え PART2 [決断の分岐点 そのときあなたならどうする？] 講演 『災害時にどうする！？』 演習 『クロスロードゲーム』	福井工業高等専門 学校 江本晃美氏	県 17名 市町 9名 計 26名

(3) 専門研修

地域特性に対応した質の高いサービスを提供するための専門性向上のための研修を以下のとおり開催しました。

表 3 専門研修内容

実施日	テーマ等	講師等	参加人数
平成25年7月24日 丹南健康福祉センター	関係機関との連携を考える PART1 [家事や育児ができない気になる母親への支援について] グループワーク	池田町保健福祉課 飯田 ひろみ氏	県 5名 市町 6名 計 11名
平成26年1月14日 丹南健康福祉センター	関係機関との連携を考える PART2 [医療依存度の高い母子への支援について] グループワーク	越前市健康増進課 岩田 ゆき氏	県 6名 市町 7名 計 13名
平成26年3月4日 丹南健康福祉センター	関係機関との連携を考える PART3 [母の不安定な精神状態が子どもに影響を与えている事例から、連携について考える] グループワーク	鯖江市社会福祉課 吉村 美穂氏	県 5名 市町 7名 計 12名

27 医師臨床研修・学生指導

表 1 医師臨床研修

平成 25 年度

研修期間	研修病院	人数
平成25年8月26日(月)～8月30日(金)	福井赤十字病院	1名
平成25年9月9日(月)～9月13日(金)	市立敦賀病院	1名

表 2 医療・看護・管理栄養士等学生実習

平成 25 年度

学校名	実習期間	実習場所	人数
福井大学医学部 医学科	平成25年5月10日～7月5日(週1回 計8回)	鯖江	4名
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	平成25年10月11日(金)～10月18日(金)	鯖江・武生	7名
	平成25年11月29日(金)～12月5日(金)	鯖江・武生	6名
福井大学医学部 看護学科	平成25年6月3日(月)～6月6日(木)	鯖江	11名
	平成25年11月18日(月)～11月21日(木)	鯖江	5名
福井医療短期大学 看護学科	平成25年9月9日(月)	鯖江	22名
仁愛大学人間生活学部 健康栄養学科	平成25年9月9日(月)～9月13日(金)	鯖江・武生	4名

28 健康危機管理体制の整備

当健康福祉センターでは、健康危機発生時または発生するおそれがある場合に、職員が迅速かつ的確な対応ができるよう、所内の健康危機管理体制の整備を行っています。

また、平成 22 年度からは、県内の全ての健康福祉センターに健康危機管理担当者が各 1 名配置され、センターにおける健康危機管理体制の組織的な強化が図られました。

当健康福祉センターでは、平常時から健康危機発生時における対応訓練や研修会等を実施し、センター全職員の資質向上を図るとともに健康危機発生時におけるシミュレーション訓練等を踏まえ対応要領の見直しを行っています。

(1) 健康危機管理に関する訓練・所内研修会

センター職員を対象に、健康危機発生時における対応訓練および所内研修会を開催しました。

表 1 健康危機発生時における対応訓練

実施日	内 容
平成 25 年 6 月 8 日	メールおよび電話による休日緊急連絡訓練
平成 25 年 6 月 12 日	健康危機発生時におけるシミュレーション訓練
平成 25 年 8 月 2 日	高病原性鳥インフルエンザ発生時におけるシミュレーション訓練

表 2 所内研修会

実施日	内 容
平成 25 年 4 月 16 日、18 日	健康危機発生時における初動時対応要領等の周知
平成 25 年 7 月 22 日、8 月 5 日	非常時発電機、防災無線の使用訓練

(2) 健康危機管理等に関する対応要領の見直し

健康危機発生時におけるシミュレーション訓練等を踏まえ以下の対応要領について見直しを行いました。

- ・丹南健康福祉センター健康危機管理対応要領の改訂
- ・丹南健康福祉センター高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応要領の改訂

(3) 健康危機管理担当者会議への参加

平成 25 年度は、県地域福祉課が事務局となって開催する健康危機管理担当者会議に 7 回参加しました。各健康福祉センターの担当者が健康危機管理活動の情報交換を行うとともに、健康危機管理対応訓練や高病原性鳥インフルエンザ訓練の検証、感染性胃腸炎ガイドラインの検討等を行いました。

29 在宅医療の提供体制の推進

本県の高齢化率（人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、平成25年時点で26.9%となっており、全国平均25.1%より早く高齢化が進んでいます。また、今後は更に、団塊の世代の高齢化に伴い、高齢者（一人暮らし）世帯や要医療・要介護高齢者、認知症高齢者等の急速な増加が見込まれます。

このような中、疾病や障害を抱えながらもできる限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となっています。

当健康福祉センターにおいても、在宅医療の提供体制を構築するため、郡市医師会と市町等と連携し、医療と介護の連携強化に向けた取り組みや地域住民への在宅医療に関する普及啓発事業等を推進・支援しています。

(1) 丹南地域医療連携体制協議会の開催

管内の郡市医師会、市町関係者等をメンバーとした協議会を開催し、第6次福井県医療計画の進捗状況の報告および在宅医療提供体制の検討を行いました。

表1 協議会開催状況

平成25年度

日時	検討内容	参加者
平成26年3月17日(月) 19:00~20:30	<ul style="list-style-type: none">第6次福井県医療計画の進捗状況について原子力災害に係る医療機関の避難計画について在宅医療関連施策の実施状況について丹南健康福祉センターにおける実施状況等について	郡市医師会、医療機関、 歯科医師会、 薬剤師会、看護従事者、 介護従事者、市町関係者等 23名

(2) 地域の在宅医療・介護スタッフが一堂に会する多職種合同研修会の開催

当健康福祉センターと市町（地域包括支援センター）が連携し、地域の在宅医療・介護スタッフが連携を深めるための多職種合同研修会を開催しました。

表 2 多職種合同研修会開催状況

平成 25 年度

日時	内容	参加者
平成 25 年 6 月 28 日(金) 19:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> グループごとの自己紹介 事例検討会（がん末期、認知症等の事例について多職種連携で出来ること） 	<ul style="list-style-type: none"> 武生医師会 越前市、南越前町の在宅医療・介護職員 93 名
平成 25 年 11 月 18 日(金) 19:00～21:00	<ul style="list-style-type: none"> 講演「地域包括ケア推進に向けた多職種連携の在り方」 講師 池端病院院長 池端 幸彦 氏 事例からケアプランを作ろう（グループワーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 武生医師会 越前市、南越前町の在宅医療・介護職員 103 名
平成 26 年 2 月 27 日(木) 19:15～21:15	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介（事業所や仕事の紹介） DVD [在宅医療の嵐] 視聴 模擬事例検討会（グループワーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 丹生郡医師会 越前町の在宅医療・介護職員 48 名
平成 26 年 3 月 15 日(土) 13:00～17:30	<ul style="list-style-type: none"> 講演「認知症の人のための地域多職種連携」 講師 伊東市民病院 医師 八森 淳氏 エイ・ツ・オー総合研究所 社会福祉士 大友 路子氏 見える事例検討会 	<ul style="list-style-type: none"> 鯖江市医師会 鯖江市、池田町の在宅医療・介護職員 民生児童委員 110 名

(3) 市町を主体とした住民向け在宅ケア講習会の開催

管内市町の一般住民や民生委員等を対象に、在宅医療の利用方法や相談窓口、具体的なサービス内容等を伝える出前講習会を市町の状況に合わせて開催しました。

表 3 在宅ケア講習会実施状況

平成 25 年度

日時	テーマ	参加者
平成 25 年 7 月 9 日 (火) 19:30～20:30	・我が家が一番～ やすらぎケアを受けるために	越前市一般住民 31 名
平成 25 年 9 月 12 日 (木) 10:00～11:30	・終末期ケアにおける介護と医療の連携の実際	越前町介護支援 専門員 24 名
平成 25 年 10 月 10 日 (木) 20:00～21:00	・地域の在宅医療を考える	南越前町民生児 委員 25 名
平成 26 年 2 月 2 日 (日) 9:30～12:00	・これからの認知症ケアと地域ケア	鯖江市民生児童 委員、一般住民 117 名
平成 26 年 2 月 26 日 (水) 11:00～12:00	・在宅やすらぎケアを考える	越前町民生児童 委員 62 名
平成 26 年 2 月 26 日 (水) 14:00～15:00	・池田町における在宅医療の現状と課題 ～民生委員としてできること～	池田町民生児童 委員 25 名
平成 26 年 2 月 14 日 (金) 19:00～20:00	・在宅ケアを行うためには	越前市南地区社 会福祉部員 24 名
平成 26 年 3 月 24 日 (月) 20:00～21:00	・在宅ケアにおける訪問看護サービスの実際	南越前町連合婦 人会 59 名

(4) 地域包括支援センター担当者連絡会の開催

管内市町に設置されている地域包括支援センターへの支援と情報交換を目的に連絡会を開催しました。

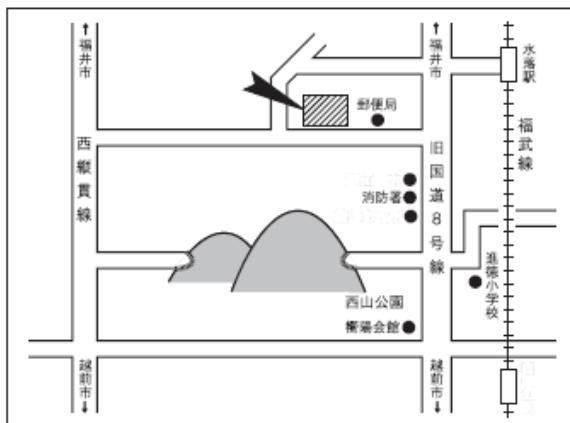
表 4 担当者連絡会開催状況

平成 25 年度

日時	検討内容	参加人数
平成 25 年 6 月 25 日 (火) 14:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度介護予防事業の実施状況について ・地域ケア会議について ・介護予防・日常生活支援総合事業について 	包括職員 7 名 センター職員 2 名
平成 25 年 8 月 21 日 (水) 14:00～15:30	高齢者権利擁護に関する事例検討会 (事例提供：鯖江市、南越前町) 助言者 神田 芳和 弁護士 岡崎 賢 社会福祉士	包括職員 9 名 センター職員 3 名
平成 25 年 10 月 21 日 (月) 14:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度介護予防事業進捗状況について ・平成 26 年度介護予防事業計画等について ・地域ケア会議について 	包括職員 7 名 センター職員 3 名
平成 26 年 2 月 19 日 (水) 14:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度介護予防事業について ・地域ケア会議について ・認知症予防対策について ・栄養管理情報のネットワークの構築について 	包括職員 6 名 センター職員 4 名

案内図

【丹南健康福祉センター】



住 所：鯖江市水落町1丁目2-25

電 話：0778-51-0034

FAX：0778-51-7804

乗り物：福鉄電車（福武線）
水落駅下車 徒歩5分

【丹南健康福祉センター武生福祉保健部】



住 所：越前市文京2丁目13-39

電 話：0778-22-4135

FAX：0778-22-5660

乗り物：市内バス暖線
(武生新発 暖町・今宿行)
保健所前下車 徒歩3分

平成26年9月 発行

丹南の健康福祉



編集・発行 福井県丹南健康福祉センター

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tannan-hwc/>